

○財務省告示第三二三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十三年十月四日

財務大臣 安住 淳

輸出統計品目表第一類の注1 中「又は第03.07項」を「、第03.07項又は第03.08項」に、「水棲^{せい}無脊椎動物」を「水棲^{せい}無脊椎動物」に改める。

輸出統計品目表第〇一・〇一項及び第〇一・〇二項を次のように改める。

01.01		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）	
		— 馬	
0101.21	000	— 純粋種の繁殖用のもの	N O
0101.29	000	— その他のもの	N O
0101.30	000	— ろ馬	N O
0101.90	000	— その他のもの	N O

01.02		牛（生きているものに限る。）	
		— 家畜のもの	
0102.21	000	— 純粋種の繁殖用のもの	NO
0102.29	000	— その他のもの	NO
		— 水牛	
0102.31	000	— 純粋種の繁殖用のもの	NO
0102.39	000	— その他のもの	NO
0102.90	000	— その他のもの	NO

輸出統計品目表第一・〇五項中

「	0105.19	000	— その他のもの	NO	」	を
「	0105.13	000	— あひる	NO		
	0105.14	000	— がちよう	NO		に
	0105.15	000	— ぼろぼろ鳥	NO	」	

改める。

輸出統計品目表第一・〇六項を次のように改める。

01.06		その他の動物（生きているものに限る。）	
-------	--	---------------------	--

		— 哺乳類	
0106.11	000	— 靈長類	NO
0106.12	000	— くじら目、海牛目及び鯨 ^き 脚下目	NO
0106.13	000	— らくだ科	NO
0106.14	000	— うさぎ	NO
0106.19	000	— その他のもの	NO
0106.20	000	— 爬 ^は 虫類	NO
		— 鳥類	
0106.31	000	— 猛きん類	NO
0106.32	000	— おうむ目	NO
0106.33	000	— エミュー（ドロマイウス・ノヴァイホル ランドアイアイ）及びだちよう	NO
0106.39	000	— その他のもの	NO
		— 昆虫類	
0106.41	000	— 蜂	NO
0106.49	000	— その他のもの	NO

| 0106.90 | 000 | -その他のもの

| NO |

輸出統計品目表第〇二・〇七頁中

「 | 0207.32 | 000 | -あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの

- 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

| KG |

| 0207.33 | 000 | - 分割してないもの（冷凍したものに限る。）

| KG |

| 0207.34 | 000 | - 脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

| KG |

| 0207.35 | 000 | - その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

| KG |

| 0207.36 | 000 | - その他のもの（冷凍したものに限る。）

| KG |

「 | 0207.41 | 000 | - あひるのもの

- 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

| KG |

| 0207.42 | 000 | - 分割してないもの（冷凍したものに限る

| KG |

0207.43	000	— 脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	K G
0207.44	000	— その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	K G
0207.45	000	— その他のもの（冷凍したものに限る。） — がちょうのもの	K G
0207.51	000	— 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	K G
0207.52	000	— 分割してないもの（冷凍したものに限る。）	K G
0207.53	000	— 脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	K G
0207.54	000	— その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	K G
0207.55	000	— その他のもの（冷凍したものに限る。）	K G

0207.60 | 000 | 一ほろほろ鳥のもの | | | K G | | |

改める。

輸出統計品目表第〇二〇八・四〇号中「及び海牛田のもの」を「、海牛田のもの及び鱧脚下目のものに改め、同表第〇二〇八・五〇号の次に次の一号を加える。

0208.60 | 000 | 一らくだ料のもの | | | K G | | |

輸出統計品目表第〇二・〇九項を次のように改める。

02.09		家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）		
0209.10	000	一豚のもの		K G
0209.90	000	一その他のもの		K G

輸出統計品目表第〇二一〇・九二号中「及び海牛田のもの」を「、海牛田のもの及び鱧脚下目のものに改める。

輸出統計品目表第〇三・〇一項から第〇三・〇七項までを次のように改める。

03.01 | | | 魚（生きているものに限る。） | | | | |

0301.11	100	— 観賞用の魚	
		— 淡水魚	
		— 金魚	K G
0301.19	900	— その他のもの	K G
		— その他のもの	K G
0301.91	000	— その他の魚（生きているものに限る。）	
		— ます（サルモ・トルタ、オソコルヒュンクス・ミクス、オソコルヒュンクス・クラルキ、オソコルヒュンクス・アグアボニタ、オソコルヒュンクス・ギラエ、オソコルヒュンクス・アパケ及びオソコルヒュンクス・クリソガステル）	K G
0301.92	000	— うなぎ（アンダイルラ属のもの）	K G
0301.93	000	— こい（キュプリナス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリュンゴドン・イデルルス、ミクロフアリュンゴ	

0301.94	<p>100</p> <p>200</p>	<p>ドン・ピケウス及びヒュポタルミクテ ユス属又はキルリヌス属のもの)</p> <p>— くるまぐる (トウヌス・テイヌス及びト ウヌス・オリエンタリス)</p> <p>— くるまぐる (トウヌス・テイヌス)</p> <p>— くるまぐる (トウヌス・オリエンタリ ヌ)</p>	K G
0301.95	000	<p>— みなみまぐる (トウヌス・マツコイイ)</p>	K G
0301.99	100	<p>— その他のもの</p> <p>— たい (たい科のもの)</p>	K G
03.02	200	<p>— さい</p>	K G
03.02	900	<p>— その他のもの</p> <p>魚 (生鮮のもの及び冷蔵したものに限るもの とし、第03.04項の魚のファイルその他の魚肉 を除く。)</p> <p>— さけ科のもの (肝臓、卵及びしらすを除く</p>	K G

0302.11	000	<p>。)</p> <p>— ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリンガステル)</p>	K G
0302.13	000	<p>— 太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルズスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)</p>	K G
0302.14	000	<p>— 大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)</p>	K G

0302.19	000	— その他のもの — ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	K G
0302.21	000	— ハリバット（レインハルトテイクス・ヒポグロソイデス、ヒポグロヌス・ヒポグロヌス及びヒポグロヌス・ステノレピス）	K G
0302.22	000	— プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	K G
0302.23	000	— ソール（ソレア属のもの）	K G
0302.24	000	— ターボット（プセタ・マクシマ）	K G
0302.29	000	— その他のもの — まぐろ（トクヌス属のもの）及びかつお（エウテイクス（カツオヌス）・ペラミス）	K G

(肝臓、卵及びびしらを除く。)			
0302.31	000	—びんながまぐる (トウヌス・アラルンガ)	K G
0302.32	000	—きはだまぐる (トウヌス・アルバカレス)	K G
0302.33	000	—かつお	K G
0302.34	000	—めばちまぐる (トウヌス・オベヌス)	K G
0302.35	100	—くろまぐる (トウヌス・テイヌス及びトウヌス・オリエンタリス)	K G
	200	—くろまぐる (トウヌス・オリエンタリス)	K G
0302.36	000	—みなみまぐる (トウヌス・マツコイイ)	K G
0302.39	000	—その他のもの	K G
		—にしん (カルペア・ハレンダス及びカルペア・パラスイイ)、かたくちいわし (エン)	

		<p>グラウリス属のもの)、いわし(スプラト ウス・スプラトウス、サルダイナ・ピルカ ルドウス及びサルダイノプス属又はサルデ イネルラ属のもの)、さば(スコムベル・ スコムブルス、スコムベル・アウストララ シクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あ じ(トラクルス属のもの)、すぎ(ラキユ ケントロン・カナドウム)及びめかじき(クスイファイナス・グラダイウス)(肝臓、 卵及びしらこを除く。)</p>	
0302.41	000	<p>―にしん(カルペア・ハレンダス及びクル ピア・パラスイイ)</p>	K G
0302.42	000	<p>―かたくちいわし(エンダウリス属のも の)</p>	K G
0302.43	000	<p>―いわし(スプラトウス・スプラトウス、 サルダイナ・ピルカルドウス及びサルデ</p>	

		イノプス属又はサルディネルラ属のもの)	K G
0302.44	000	ーさば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	K G
0302.45	000	ーあじ (トラクルス属のもの)	K G
0302.46	000	ーすぎ (ラキケントロン・カナドウム)	K G
0302.47	000	ーめかじき (クスイアス・グラデイス) ス)	K G
		ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そ こだら科、かわりひれだら科、メルルーサ 科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの (肝臓、卵及びしらこを除く。)	
0302.51	000	ーコッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	K G

0302.52	000	— ハドック (メラノグラナムス・アイグレ フイヌス)	K G
0302.53	000	— コールフイツシュ (ポルラキウス・ザイ レンス)	K G
0302.54	000	— ヘイク (メルルシウス属又はウロフユキ ス属のもの)	K G
0302.55	000	— すけそうだら (テラグラ・カルコグラ ン マ)	K G
0302.56	000	— ブルーホワイディング (ミクロメシステ イウス・ポウタソウ及びミクロメシステ イウス・アウストラリス)	K G
0302.59		— その他のもの	
	100	— たら (テラグラ属のもの)	K G
	900	— その他のもの	K G
		— テイラピア (オレオクロミス属のもの)、 なまず (パンガシウス属、シルルス属、ク	

0302.71	000	<p>ラリアス属又はイクタルス属のもの)、 こい (キュプリナス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリュンゴドソ ・イデルルス、ミクロフアリュンゴドソ・ ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又は キルリナス属のもの)、うなぎ (アング イルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス ・ニロテイクス) 及びらいぎよ (カンナ属 のもの) (肝臓、卵及びしらを除く。)</p>	K G
0302.72	000	<p>ーテイラピア (オレオクロミス属のもの) ーなまざ (パンガシウス属、シルルス属、 クラリアス属又はイクタルス属のもの)</p>	K G
0302.73	000	<p>ーこい (キュプリナス・カルピオ、カラシ ウス・カラシウス、クテノフアリュンゴ ドソ・イデルルス、ミクロフアリュンゴ</p>	K G

		ドン・ピケウス及びヒュポタルミクテ ユス属又はキルリヌス属のもの)	K G
0302.74	000	—うなぎ（アンゲイルラ属のもの）	K G
0302.79	000	—その他のもの	K G
		—その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。 ）	
0302.81	000	—さめ	K G
0302.82	000	—えい（がんぎえい科のもの）	K G
0302.83	000	—めろ（ダイソステイクス属のもの）	K G
0302.84	000	—シーバス（ダイケントラルクス属のもの ）	K G
0302.85	000	—たい（たい科のもの）	K G
0302.89	000	—その他のもの	K G
0302.90	000	—肝臓、卵及びしらこ	K G
03.03		魚（冷凍したものに限り、第03.04 項の魚のファイルその他の魚肉を除く。）	

		ーさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）	
0303.11	000	ーベにぎけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）	K G
0303.12	000	ーその他の太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）	K G
0303.13	000	ー大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	K G
0303.14	000	ーます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキヌ、オンコルヒュンクス・ラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オ	

0303.19	000	<p>シヨルヒュンクス・アパケ及びオシヨル ヒュンクス・クリンガステル)</p> <p>— その他のもの</p> <p>— テイラピア (オレオクロミス属のもの)、 なまざ (パンガシウス属、シルルス属、ク ラリアス属又はイクタルス属のもの)、 こい (キュプリナス・カルピオ、カラシウ ス・カラシウス、クテノファリユンゴドソ ・イデルルス、ミクロファリユンゴドソ・ ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又 はキルリナス属のもの)、うなぎ (アング イルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス ・ニロテイクス) 及びらいぎよ (カンナ属 のもの) (肝臓、卵及びしらこを除く。)</p> <p>— テイラピア (オレオクロミス属のもの)</p> <p>— なまざ (パンガシウス属、シルルス属、</p>	K G
0303.23	000	<p>— テイラピア (オレオクロミス属のもの)</p>	K G
0303.24	000	<p>— なまざ (パンガシウス属、シルルス属、</p>	K G

0303.25	000	<p>クラリアス属又はイクタルルス属のもの)</p> <p>—こい (キユプリヌス・カルピオ、カラシ ウス・カラシウス、クテノフアリュンゴ ドン・イデルルス、ミュロフアリュンゴ ドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテ ユス属又はキルリヌス属のもの)</p>	K G
0303.26	000	<p>—うなぎ (アンガイラ属のもの)</p>	K G
0303.29	000	<p>—その他のもの</p> <p>—ひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれ い科、うしのした科、ささうしのした科、 スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの 。肝臓、卵及びしらを除く。)</p>	K G
0303.31	000	<p>—ハリバット (レインハルトイウス・ヒ ポグロソイデス、ヒポグロヌス・ヒポグ ロヌス及びヒポグロヌス・ステノレピス</p>	

)	K G
0303.32	000	— プレイス (プレウロネクテス・プラテス サ)	K G
0303.33	000	— ソール (ソレア属のもの)	K G
0303.34	000	— ターボット (プセタ・マクシマ)	K G
0303.39	000	— その他のもの	K G
		— まぐる (トウナス属のもの) 及びかつお (エウテナヌス (カツオヌス) ・ペラミス) (肝臓、卵及びしらこを除く。)	
0303.41	000	— ビんながまぐる (トウナス・アラルンガ)	K G
0303.42	000	— きはだまぐる (トウナス・アルバカレス)	K G
0303.43	000	— かつお	K G
0303.44	000	— めばちまぐる (トウナス・オベヌス)	K G
0303.45		— くるまぐる (トウナス・テナヌス及びト	

		ウヌス・オリエンタリス)	
	100	―――くるまぐる (トウヌス・テイヌス)	K G
	200	―――くるまぐる (トウヌス・オリエンタリス)	
0303.46	000	―――みなみまぐる (トウヌス・マツコイイ)	K G
0303.49	000	―――その他のもの	K G
		―――にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラヌイイ)、いわし (ヌプラトウス・ヌプラトウス、サルデINA・ピルカルドウス及びサルデINOPSIS属又はサルデINERL属のもの)、さば (ヌコムベル・ヌコムベルス、ヌコムベル・アウストララシクヌ及びヌコムベル・ヤポニクス)、あじ (トラクルス属のもの)、すぎ (ラキケントロン・カナドウム) 及びめかじき (クスイニアス・グラデイウス) (肝臓、卵及	

0303.51	000	びしらこを除く。)	K G
0303.53	000	ーーにしん (カルペア・ハレンダス及びクル ペア・パラスイイ) ーーいわし (スプラトウス・スプラトウス、 サルデイナ・ピルカルドウス及びサルデ イノプス属又はサルデイネルラ属のもの)	K G
0303.54	000	ーーさば (ヌコムベル・ヌコムブルス、ヌコ ムベル・アウストララシクス及びヌコ ムベル・ヤポニクス)	K G
0303.55	000	ーーあじ (トラクルス属のもの)	K G
0303.56	000	ーーすぎ (ラキュケントロン・カナドウム)	K G
0303.57	000	ーーめかじき (クスイアス・グラデイウ ス)	K G
		ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そ こだら科、かわりひれだら科、メルルーサ	

		科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（ 肝臓、卵及びびしらこを除く。）	
0303.63	000	ーーコット（ガドウス・モルア、ガドウス・ オガク及びびガドウス・マクロケファルス ）	K G
0303.64	000	ーーハドック（メラノグラナムス・アイグル フイヌス）	K G
0303.65	000	ーーコールフイツシュ（ホルラキウス・ヴァイ レンス）	K G
0303.66	000	ーーヘイク（メルルシウス属又はウロフユキ ス属のもの）	K G
0303.67	000	ーーすけそうだら（テラグラ・カルコグラ ン）	K G
0303.68	000	ーーブルーホワイテイング（ミクロメシステ イウス・ポウタソウ及びミクロメシステ イウス・アウストラリス）	K G

0303.69		— その他のもの	
	100	— たら (テラグラ属のもの)	K G
	900	— その他のもの	K G
		— その他の魚 (肝臓、卵及びしらこを除く。)	
0303.81	000	— さめ	K G
0303.82	000	— えい (がんぎえい科のもの)	K G
0303.83	000	— めろ (ドイツステイクス属のもの)	K G
0303.84	000	— シーバス (ドイツントラルクス属のもの)	K G
0303.89		— その他のもの	
	100	— さんま	K G
	200	— かじき (めかじきを除く。)	K G
	300	— たい (たい科のもの)	K G
	400	— かつお (エウテイヌス (カツオヌス) ・ペラミスを除く。)	K G

	500	<p>— — — さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクスを除く。)</p> <p>— — — その他のもの</p> <p>— 肝臓、卵及びしらこ</p>	K G K G K G
03.04	000	<p>魚のファイルその他の魚肉 (生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)</p> <p>— 魚のファイル (テイラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (キュプリナス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリユンゴドン・イデルルス、ミュロフアリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリナス属のもの)、う</p>	

0304.31	000	なぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロテイクス）又はらいぎよ（カンナ属のもの）のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	K G
0304.32	000	ーテイラピア（オレオクロミス属のもの） ーなまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイタルルス属のもの）	K G
0304.33	000	ーナイルパーチ（ラテス・ニロテイクス）	K G
0304.39	000	ーその他のもの ーその他の魚のファイル（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	K G
0304.41	000	ー太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルズスカ、オンコルヒュンクス・クタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコル	

0304.42	000	<p>ヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)</p> <p>—ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミクス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)</p>	K G
0304.43	000	<p>—ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)</p>	K G
0304.44	000	<p>—さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルル</p>	K G

		ーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの	K G
0304.45	000	ーめかじき (クスイフイアス・グラデザイン)	K G
0304.46	000	ーめろ (デザインステイクス属のもの)	K G
0304.49		ーその他のもの	
	100	ーまぐる	K G
	200	ーぶり (セリオウラ属のもの)	K G
	900	ーその他のもの ーその他のもの (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	K G
0304.51	000	ーテイラピア (オレオクロミス属のもの) 、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (キュプリナス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフテリ	

0304.52	000	<p>ユンゴドソ・イデルルス、ミクロフアリ ユンゴドソ・ピケウス及びヒュポフタル ミクテュス属又はキルリヌス属のもの) うなぎ (アンザイルラ属のもの)、ナ イルパーチ (ラテス・ニロテイクス) 及 びらいぎよ (カンナ属のもの)</p>	K G
0304.53	000	<p>— さけ科のもの — さいうお科、あしながだら科、たら科、 そこだら科、かわりひれだら科、メルル ーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科の もの</p>	K G
0304.54	000	<p>— めかじき (クスイフイアス・グラデイク ス)</p>	K G
0304.55	000	<p>— める (デイクステイクス属のもの)</p>	K G
0304.59	100	<p>— その他のもの — — まぐる</p>	K G

	200	―――ぶり (セリオウラ属のもの)	K G
	900	―――その他のもの	K G
		―魚のファイル (テイラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリユンゴドン・イデルルス、ミクロフアリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ (アンゲイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロテイクス) 又はらいぎよ (カンナ属のもの) のもの) (冷凍したものに限る。)	
0304.61	000	――テイラピア (オレオクロミス属のもの)	K G
0304.62	000	――なまず (パンガシウス属、シルルス属、	

		クラリアス属又はイクタルルス属のもの)	K G
0304.63	000	ーナイルパーチ (ラテス・ニロテイクス)	K G
0304.69	000	ーその他のもの	K G
		ー魚のファイル (さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの) (冷凍したものに限る。)	
0304.71	000	ーコップ (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロゲファルス)	K G
0304.72	000	ーハドック (メラノグララムス・アイグレフイヌス)	K G
0304.73	000	ーコールフイッシュ (ホルラキウス・ヴァイレンス)	K G
0304.74	000	ーヘイク (メルルシウス属又はウロフユキ)	K G

		ス属のもの)	K G
0304.75	000	—すけそうだら (テラグラ・カルコグラソ マ)	K G
0304.79	000	—その他のもの	K G
		—その他の魚のファイル (冷凍したものに限る 。)	
0304.81	000	—太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネル カ、オンコルヒュンクス・ゴルズスカ、 オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒ ュンクス・トスカウイトスカ、オンコル ヒュンクス・キストク、オンコルヒュン クス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ ロデュルス)、大西洋さけ (サルモ・サ ラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)	K G
0304.82	000	—ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュン クス・ミキス、オンコルヒュンクス・ク	

0304.83	000	ラルキ、オソコルヒュンクス・アグアボニタ、オソコルヒュンクス・ギラエ、オソコルヒュンクス・アパケ及びオソコルヒュンクス・クリソガステル)	K G
0304.84	000	―ひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、ヌコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)	K G
0304.85	000	―めかじき (クスイフイアス・グラデザイン)	K G
0304.86	000	―めろ (デアソステイクス属のもの) ―にしん (カルピア・ハレンダス及びクルピア・パラスイイ)	K G
0304.87		―まぐる (トウナス属のもの) 及びかつお (エウテイヌス (カツオヌス) ・ペラミス)	K G

	100	――まぐろ (トウナス属のもの)	K G
	200	――かつお (エウテイナス (カツオナス) ・ペラミス)	K G
0304. 89		――その他のもの	
	100	――さめ	K G
	200	――ぶり (セリオウラ属のもの)	K G
	900	――その他のもの	K G
		――その他のもの (冷凍したものに限る。)	
0304. 91	000	――めかじき (クスイフイアス・グラデザイン)	K G
			K G
0304. 92	000	――めろ (ドイツステイクス属のもの)	K G
0304. 93	000	――テイヤピア (オレオクロミス属のもの) 、なまず (パンガシウス属、シルルス属、 クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (キユプリナス・カルピオ、 カラシウス・カラシウス、クテノフテリ	

0304.94	100	<p>ユンゴドソ・イデルルス、ミクロフアリ ユンゴドソ・ピケウス及びヒュポフタル ミクテュス属又はキルリヌス属のもの) 、うなぎ(アンザイルラ属のもの)、ナ イルパーチ(ラテス・ニロテイクス)及 びらいぎよ(カンナ属のもの)</p> <p>—すけそうだら(テラグラ・カルコグラソ ヲ)</p> <p>— — — すり身</p> <p>— — — その他のもの</p>	K G
0304.95	900	<p>— — — さいうお科、あしながだら科、たら科、 そこだら科、かわりひれだら科、メルル —サ科、ちこだら科又はうなぎだら科の もの(すけそうだら(テラグラ・カルコ グラソヲ)を除く。)</p>	K G
	100	— — — すり身	K G

	900	— — — その他のもの	K G
0304. 99	000	— — その他のもの	K G
03. 05		魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに 限る。）、くん製した魚（くん製する前に又 はくん製する際に加熱による調理をしてある かないかを問わない。）並びに魚の粉、ミー ル及びペレット（食用に適するものに限る。 ）	
0305. 10	000	— 魚の粉、ミール及びペレット（食用に適す るものに限る。）	K G
0305. 20	000	— 魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製 し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。 ）	K G
		— 魚のフライ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬け したものに限るものとし、くん製したもの を除く。）	

0305.31	000	<p>---テイラピア (オレオクロミス属のもの) 、なまず (パンガシウス属、シルルス属 、クラリアス属又はイクタルス属のもの) 、こい (キユプリヌス・カルピオ、 カラシウス・カラシウス、クテノフネリ ユンゴドソ・イデルルス、ミュロフネリ ユンゴドソ・ピケウス及びヒュポフタル ミクテユス属又はキルリヌス属のもの) 、うなぎ (アンゲイルラ属のもの)、ナ イルパーチ (ラテス・ニロテイクス) 及 びらいぎよ (カンナ属のもの)</p>	K G
0305.32	000	<p>---さいうお科、あしながだら科、たら科、 そこだら科、かわりひれだら科、メルル ーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科の もの</p>	K G
0305.39	000	<p>---その他のもの</p>	K G

		—くん製した魚（ファイルを含み、食用の魚のくず肉を除く。）	
0305.41	000	—太平洋さけ（オソコルヒュンクス・ネルカ、オソコルヒュンクス・ゴルズスカ、オソコルヒュンクス・ケタ、オソコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オソコルヒュンクス・キストク、オソコルヒュンクス・マソウ及びオソコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	K G
0305.42	000	—にしん（カルペア・ハレングス及びクルピア・パラスイイ）	K G
0305.43	000	—ます（サルモ・トルタ、オソコルヒュンクス・ミキヌ、オソコルヒュンクス・ラルキ、オソコルヒュンクス・アグアボニタ、オソコルヒュンクス・ギラエ、オ	

0305.44	000	<p>シヨルヒュンクス・アパケ及びオシヨルヒュンクス・クリソガステル)</p> <p>— テイラピア (オレオクロミス属のもの)、なまざ (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (キユプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリユンゴドソ・イデルルス、ミユロフアリユンゴドソ・ピケウス及びヒュポフタルミクテユス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ (アンザイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロテイクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)</p> <p>— その他のもの</p> <p>— 乾燥した魚 (食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、</p>	K G
0305.49	000	<p>— 乾燥した魚 (食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、</p>	K G

0305.51	000	くん製したものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> — コット (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス) 	K G
0305.59		— その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> — 煮干 — その他のもの 	K G
900	<ul style="list-style-type: none"> — 塩蔵した魚 (乾燥し又はくん製したものを除く。) 及び塩水漬けた魚 (食用の魚のくず肉を除く。) 	K G		
0305.61	000	<ul style="list-style-type: none"> — にしん (カルペア・ハレングス及びクルピア・パラスイイ) 	K G	
0305.62	000	<ul style="list-style-type: none"> — コット (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス) 	K G	
0305.63	000	<ul style="list-style-type: none"> — かたくちいわし (エングラウリス属のもの) 	K G	

0305.64	000	<p>の)</p> <p>—テイラピア (オレオクロミス属のもの)</p> <p>、なまざ (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (キュプリナス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリユンゴドン・イデルルス、ミュロフアリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテユス属又はキルリナス属のもの)、うなぎ (アンザイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロテイクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)</p> <p>—その他のもの</p> <p>—魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉</p> <p>—ふかひれ</p>	K G
0305.69	000	<p>—その他のもの</p> <p>—魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉</p>	K G
0305.71	000	<p>—ふかひれ</p>	K G

0305.72	000	— 魚の頭、尾及び浮袋	K G
0305.79	000	— その他のもの	K G
03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限りとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
		— 冷凍したもの	
0306.11		— いせえびその他のいせえび科のえび（パ	

		リヌルス属、パヌリルス属又はヤヌス属のもの)	
	100	――くん製したもので	K G
	900	――その他のもので	K G
0306.12		――ロズスター（ホヤルス属のもの）	
	100	――くん製したもので	K G
	900	――その他のもので	K G
0306.14		――かに	
	100	――くん製したもので	K G
	900	――その他のもので	K G
0306.15		――ノルウエーロズスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）	
	100	――くん製したもので	K G
	900	――その他のもので	K G
0306.16		――ユーロドウオーターシュリンプ及びユーロドウオーターズローン（クランボン・	

		クラシゴン及びパンダルス属のもの)	
	100	— — —くん製したもの	K G
	900	— — —その他のもの	K G
0306.17		— — —その他のシュリンプ及びプローソ	
	100	— — —くん製したもの	K G
	900	— — —その他のもの	K G
0306.19		— — —その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	
	100	— — —くん製したもの	K G
	900	— — —その他のもの	K G
		— 冷凍してないもの	
0306.21		— — いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤヌス属のもの）	
	100	— — —くん製したもの	K G

	900	— — — その他のもの	K G
0306.22		— — — ロブスター（ホルス属のもの）	
	100	— — — くん製したものの	K G
	900	— — — その他のもの	K G
0306.24		— — — かに	
	100	— — — くん製したものの	K G
	900	— — — その他のもの	K G
0306.25		— — — ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）	
	100	— — — くん製したものの	K G
	900	— — — その他のもの	K G
0306.26		— — — ユールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）	
	100	— — — くん製したものの	K G
	900	— — — その他のもの	K G

0306.27	100	— その他のシュリンプ及びプローン	K G
	900	— くん製したもの	K G
0306.29		— その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	
	100	— くん製したもの	K G
	900	— その他のもの	K G
03.07		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適	

		するものに限る。)	
		ーかき	
0307.11	000	ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵した もの	K G
		ーその他のもの	
0307.19			
	100	ーーくん製したもの	K G
	900	ーーその他のもの	K G
		ースキヤロップ（ペクテン属、クラミクス属 又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を 含む。）	
0307.21	000	ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し たもの	K G
		ーその他のもの	
0307.29			
	100	ーーくん製したもの	K G
	900	ーーその他のもの	K G
		ーい貝（ミユテイルス属又はペルナ属のもの	

)	
0307.31	000	— 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの	K G
		— その他のもの	
0307.39		— その他のもの	
	100	— — くん製したもの	K G
	900	— — その他のもの	K G
		— いか（セピア・オフイキナリス、ロシア・マクロソヤ及びセピオラ属、オムヤストリフエス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオライウチス属のもの）	
0307.41	000	— 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの	K G
		— その他のもの	
0307.49		— その他のもの	
	100	— — 冷凍したもの	K G
	200	— — — くん製したもの	K G
	900	— — — その他のもの	K G

0307.51	000	—たこ（オクトパス属のもの）	K G
0307.59	100	—生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	K G
		—その他のもの	K G
0307.60	900	—くん製したもの	K G
		—かたつむりその他の巻貝（海棲 <small>せい</small> のものを除く。）	K G
		—くん製したもの	K G
900	—その他のもの	—クラム、コッカル及びアークシエル（ふねがい科、アインランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまどがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、またがい科、しやこがい科又はまる	K G

		すだれがい科のもの)	
0307.71	000	— 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵した もの	K G
0307.79		— その他のもの	
	100	— — くん製したもの	K G
	900	— — その他のもの	K G
		— あわび (ハリオテイス属のもの)	
0307.81	000	— 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し たもの	K G
0307.89		— その他のもの	
	100	— — くん製したもの	K G
	900	— — その他のもの	K G
		— その他のもの (軟体動物の粉、ミール及び ペレット (食用に適するものに限る。) を 含む。)	
0307.91		— 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し	

	たもの	
100	<p>――いか（セピア・オプイキナリス、ロシ ア・マクロンマ及びセピオラ属、オム マストリフエス属、ロリゴ属、ノトト ダルス属又はセピオテイクチス属のも のを除く。）</p>	K G
300	<p>――スキヤロツプ（いたやがい科のもの。 ペクテン属、クラミユス属又はプラコ ペクテン属のもの及びいたや貝を除く 。）</p>	K G
900	<p>――その他のもの</p>	K G
0307.99	<p>――その他のもの</p> <p>――冷凍したもの</p>	
110	<p>――いか（セピア・オプイキナリス、ロ シア・マクロンマ及びセピオラ属、 オムマストリフエス属、ロリゴ属、</p>	

		ノトトダルス属又はセピオテイウチ ス属のものを除く。）	K G
120	— — —	スキヤロツプ（いたやがい科のもの 。ペクテン属、クラミス属又はゾ ラコペクテン属のもの及びいたや貝 を除く。）	K G K G
190	— — —	その他のもの	K G
	— — —	くん製したもの	K G
210	— — —	貝柱	K G
290	— — —	その他のもの	K G
900	— — —	その他のもの	K G

輸出統計品目表第三〇三・〇七項の次に次の一項を加える。

03.08		水棲 ^{せい} 無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの 及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は 塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及 び軟体動物を除く。） 水棲 ^{せい} 無脊椎動物を除く。） 、くん製した水棲 ^{せい} 無脊	
-------	--	---	--

0308.11	000	<p>脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）</p> <p>—なまこ（スナイユプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）</p> <p>—生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p>	K G
0308.19	100	<p>—その他のもの</p> <p>—くん製したもの</p>	K G
	900	<p>—その他のもの</p> <p>—うに（パラケントロトウス・リザイドウス、ロクセキヌス・アルズス、エキキヌス・エスケレントウス及びストロンギウロケン</p>	K G

			トロトウス属のもの)	
0308.21	000	—	—生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの	K G
0308.29		—	—その他のもの	
	100	—	—くん製したもの	K G
	900	—	—その他のもの	K G
0308.30		—	—くらげ（ロピレヤ属のもの）	
	100	—	—くん製したもの	K G
	900	—	—その他のもの	K G
0308.90		—	—その他のもの	
		—	—生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの	
			たもの	
	110	—	—ほや	K G
	190	—	—その他のもの	K G
	200	—	—くん製したもの	K G
	900	—	—その他のもの	K G

輸出統計品目表第〇四・〇一頁中

「	0401.30	000	—	脂肪分が全重量の6%を超えるもの	KG	」	ヤ
「	0401.40	000	—	脂肪分が全重量の6%を超え10%以下のもの	KG	」	コ
	0401.50	000	—	脂肪分が全重量の10%を超えるもの	KG	」	

改める。

輸出統計品目表第〇四・〇七頁を次のように改める。

04.07				殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）			
			—	ふ化用の受精卵			
	0407.11	000	—	鶏（ガールス・ドメステイクス）のもの	KG		
	0407.19	000	—	その他のもの	KG		
			—	その他の卵（生鮮のものに限る。）			
	0407.21	000	—	鶏（ガールス・ドメステイクス）のもの	KG		
	0407.29	000	—	その他のもの	KG		

— 0407.90 | 000 | — その他のもの | | KG | —

輸出統計品目表第〇六〇三・一四号の次に次の一号を加える。

— 0603.15 | 000 | — ゆり (リリウム属のもの) | | KG | —

輸出統計品目表第〇六・〇四項中

「 0604.10 | 000 | — こけ及び地衣 | | KG | —

— その他のもの

0604.91 | 000 | — 生鮮のもの | | KG | —

0604.99 | 000 | — その他のもの | | KG | —

「 0604.20 | 000 | — 生鮮のもの | | KG | —

0604.90 | 000 | — その他のもの | | KG | —

改める。

輸出統計品目表第〇七・〇九項中

「 0709.90 | 000 | — その他のもの | | KG | —

「 — その他のもの | | KG | —

0709.91 | 000 | — アーライチョコレート | | KG | —

0709.92 | 000 | — オリーブ | | KG | —

22

0709.93	000	—	—	かぼちや類 (ククルビタ属のもの)	KG
0709.99	000	—	—	その他のもの	KG

改める。

輸出統計品目表第〇七一三・三三号の次に次の二号を加える。

0713.34	000	—	—	バンバラ豆 (ダイグナ・スブテルラネア 又はヴォアソドゼイア・スブテルラネア)	MT
0713.35	000	—	—	さざげ (ダイグナ・ウングイクラタ)	MT

輸出統計品目表第〇七一三・五〇号の次に次の一号を加える。

0713.60	000	—	—	ぎ豆 (カヤマス・カヤソ)	MT
---------	-----	---	---	---------------	----

輸出統計品目表第〇七一四・二〇号の次に次の三号を加える。

0714.30	000	—	—	ヤム芋 (ダイオスコレア属のもの)	KG
0714.40	000	—	—	ざといも (コロカシア属のもの)	KG
0714.50	000	—	—	アメリカざといも (クサントソア属のもの)	KG

輸出統計品目表第〇八〇一・一一号の次に次の一号を加える。

0801.12 | 000 | — | 内果皮付きのもの

K G

輸出統計品目表第〇八・〇二項中

「 0802.40 | 000 | — | くり (カスターネア属のもの)

K G

0802.50 | 000 | — | ピスタチオナット

K G

0802.60 | 000 | — | ヤカダミアナット

K G

セ

「 くり (カスターネア属のもの)

0802.41 | 000 | — | 殻付きのもの

K G

0802.42 | 000 | — | 殻を除いたもの

K G

— | ピスタチオナット

0802.51 | 000 | — | 殻付きのもの

K G

0802.52 | 000 | — | 殻を除いたもの

K G

— | ヤカダミアナット

0802.61 | 000 | — | 殻付きのもの

K G

0802.62 | 000 | — | 殻を除いたもの

K G

0802.70 | 000 | — | コーラナット (コラ属のもの)

K G

0802.80 | 000 | — | ビんろう子

K G

ロ

」

改める。

輸出統計品目表第〇八・〇三項を次のように改める。

08.03		バナナ（プランテーションを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
0803.10	000	— プランテーション	K G
0803.90	000	— その他のもの	K G

輸出統計品目表第〇八・〇八項を次のように改める。

08.08		りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）	
0808.10	000	— りんご	K G
0808.30	000	— 梨	K G
0808.40	000	— マルメロ	K G

輸出統計品目表第〇八・〇九項中

「	0809.20	000	— さくらんぼ	K G	」を
「			— さくらんぼ		
	0809.21	000	— サウアーチェリー（プルナス・ケラナス）	K G	」

— 0809.29 — 000 — — その他のもの — — — — — KG — — — — — 」

改める。

輸出統計品目表第〇八一〇・二〇号の次に次の一号を加える。

— 0810.30 — 000 — — ブラシクカーラント、ホウイントカーラント
— — — — — , レッドカーラント及びグーズベリー — — — — — KG — — — — —

輸出統計品目表第〇八一〇・四〇号中「バキリウム属」を「ゼンキリウム属」に改め、同表第〇八一〇・六〇号の次に次の一号を加える。

— 0810.70 — 000 — — 葎 — — — — — KG — — — — —

輸出統計品目表第〇八一〇・九〇号を次のように改める。

— 0810.90 — 000 — — その他のもの — — — — — KG — — — — —

輸出統計品目表第〇九・〇四項中

「 — 0904.20 — 000 — — とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥
— — — — — し、破碎し又は粉碎したものに限る。） — — — — — KG — — — — — 」を

「 — 0904.21 — 000 — — とうがらし属又はピメンタ属の果実
— — — — — — 乾燥したもの（破碎及び粉碎のいずれも
— — — — — してないものに限る。） — — — — — KG — — — — — 」に

— 0904.22 — 000 — — 破碎し又は粉碎したものの — KG —]

改める。

輸出統計品目表第〇九・〇五項を次のように改める。

09.05		バナラ豆	
0905.10	000	— 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
0905.20	000	— 破碎し又は粉碎したもの	KG

輸出統計品目表第〇九・〇七項から第〇九・一〇項までを次のように改める。

09.07		丁子（果実、花及び花梗に限る。）	
0907.10	000	— 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
0907.20	000	— 破碎し又は粉碎したもの	KG
09.08		肉ざく、肉ざく花及びカルダモン類	
		— 肉ざく	
0908.11	000	— 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
0908.12	000	— 破碎し又は粉碎したもの	KG
		— 肉ざく花	
0908.21	000	— 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG

0908.22	000	— 破砕し又は粉砕したもの — カルダモン類	K G
0908.31	000	— 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	K G
0908.32	000	— 破砕し又は粉砕したもの	K G
09.09		アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー — コリアンダーの種	
0909.21	000	— 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	K G
0909.22	000	— 破砕し又は粉砕したもの — クミンの種	K G
0909.31	000	— 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	K G
0909.32	000	— 破砕し又は粉砕したもの — アニス、大ういきよう、カラウエイ又はういきようの種及びジュニパーベリー	K G
0909.61	000	— 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	K G

0909.62	000	— 破碎し又は粉碎したもの	K G
09.10		— しょうが、サフラン、うこん、タイム、月 けい樹の葉、カレーその他の香辛料	
		— しょうが	
0910.11	000	— 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	K G
0910.12	000	— 破碎し又は粉碎したもの	K G
0910.20	000	— サフラン	K G
0910.30	000	— うこん	K G
		— その他の香辛料	
0910.91		— この類の注 1 の混合物	
	100	— カレー	K G
	900	— その他のもの	K G
0910.99	000	— その他のもの	K G

輸出統計品目表第一〇・〇一項から第一〇・〇四項までを次のように改める。

10.01		小麦及びメスリン	
		— デュラム小麦	

1001.11	000	— 播種用のもの	MT
1001.19	000	— その他のもの	MT
		— その他のもの	
1001.91	000	— 播種用のもの	MT
1001.99	000	— その他のもの	MT
10.02		ライ麦	
1002.10	000	— 播種用のもの	MT
1002.90	000	— その他のもの	MT
10.03		大麦及び裸麦	
1003.10	000	— 播種用のもの	MT
1003.90	000	— その他のもの	MT
10.04		オート	
1004.10	000	— 播種用のもの	MT
1004.90	000	— その他のもの	MT

輸出統計品目表第一〇・〇七項及び第一〇・〇八項を次のように改める。

10.07

ゲーレンソルガム

1007.10	000	— ^は 播種用のもの	MT
1007.90	000	—その他のもの	MT
10.08		そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	
1008.10	000	—そば	MT
		—ミレット	
1008.21	000	— ^は 播種用のもの	MT
1008.29	000	—その他のもの	MT
1008.30	000	—カナリーシード	MT
1008.40	000	—フオニオ（ダイギタリア属のもの）	MT
1008.50	000	—キヌア（ケノポダイウム・クイノア）	MT
1008.60	000	—ライ小麦	MT
1008.90	000	—その他の穀物	MT

輸出統計品目表第一一〇二・一〇号を削る。

輸出統計品目表第一二・〇一項及び第一二・〇二項を次のように改める。

12.01		大豆（割つてあるかないかを問わない。）	
-------	--	---------------------	--

1201.10	000	—播 ^は 種用のもの	MT
1201.90	000	—その他のもの	MT
12.02		落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	
1202.30	000	—播 ^は 種用のもの	MT
1202.41	000	—その他のもの	MT
1202.42	000	—殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	MT

輸出統計品目表第一二・〇七頁中

1207.20	000	—綿実	MT	ヤ
1207.10	000	—油やしの実及びパーム核	MT	
1207.21	000	—綿 ^は 実	MT	
		—播 ^は 種用のもの	MT	ミ

1207.29	000	— その他のもの	MT
1207.30	000	— ひまの種	MT

改め、同表第一二〇七・五〇号の次に次の二号を加える。

1207.60	000	— サフラワー（カルタムス・テインクトリウス）の種	MT
1207.70	000	— メロンの種	MT

輸出統計品目表第一二・一二項を次のように改める。

12.12		海草その他の藻類、ローカストビーンズ、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サテイズム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	
-------	--	--	--

1212.21	100	—海草その他の藻類 —食用に適するもの		
		—干しのみ (長方形 (正方形を含む。))		
		—干しのみ (正方形を含む。))	TH	KG
	200	—干しこんぶ		KG
	300	—ひじき		KG
	900	—その他のもの		KG
1212.29	000	—その他のもの		KG
		—その他のもの		
1212.91	000	—てん菜		KG
1212.92	000	—ローカストビーンズ (キヤロズ)		KG
1212.93	000	—さとうきび		KG
1212.94	000	—チャコリーの根		KG
1212.99	000	—その他のもの		KG

輸出統計品目表第一五・〇一項及び第一五・〇二項を次のように改める。

15.01		豚脂 (ラードを含む。) 及び家きん脂 (第02		
-------	--	--------------------------	--	--

.09項又は第15.03項のものを除く。)			
1501.10	000	—ラード	K G
1501.20	000	—その他の豚脂	K G
1501.90	000	—その他のもの	K G
15.02		牛、羊又はやぎの脂肪（第15.03項のものを除く。）	
1502.10	000	—タロー	K G
1502.90	000	—その他のもの	K G

輸出統計品目表第一六類の号注2を次のように改める。

2 第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第3類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。

輸出統計品目表第一六〇四・一六号の次に次の一号を加える。

1604.17 | 000 | —うなぎ | K G

輸出統計品目表第一六・〇四項中

「 | 1604.30 | 000 | —キャビア及びその代用物 | K G | 」を

「			— キャビア及びその代用物				」
	1604.31	000	— キャビア			K G	
	1604.32	000	— キャビア代用物			K G	」

改める。

輸出統計品目表第一六・〇五項を次のように改める。

16.05			甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）			
	1605.10	000	— かに			K G
			— シュリンプ及びプローン			
	1605.21	000	— 気密容器入りでないもの			K G
	1605.29	000	— その他のもの			K G
	1605.30	000	— ロズスター			K G
	1605.40	000	— その他の甲殻類			K G
			— 軟体動物			
	1605.51		— かき			

1605.52	100	— — — 気密容器入りのもの	K G
	900	— — — その他のもの	K G
1605.53	000	— — スキヤロツプ (いたや貝を含む。)	K G
	000	— — い貝	K G
1605.54	000	— — いか	K G
1605.55	000	— — たこ	K G
1605.56	000	— — クラム、ヨツクル及びアークシエル	K G
1605.57	000	— — あわび	K G
1605.58	000	— — かたつむりその他の巻貝 (海棲 <small>せい</small> のものを除く。)	K G
1605.59		— — その他のもの	
	100	— — 貝柱	K G
	900	— — その他のもの	K G
		— — その他の水棲無脊椎動物	
1605.61		— — なまこ	
	100	— — 乾燥したもの	K G

「	2008.92	000	—混合したもの	KG	」	※
「	2008.93	000	—クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシコクス及びヴァキニウム・ヴァイテイスダイア）	KG	」	※
	2008.97	000	—混合したもの	KG	」	

改める。

輸出統計品目表第二〇・〇九項中

「	2009.80	000	—その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）	KG	」	※
---	---------	-----	--	----	---	---

「	2009.81	000	—その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）			
			—クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシコクス及びヴァキニウム・ヴァイテイスダイア）			
			ジュース	L		
	2009.89	000	—その他のもの	L		

※

改める。

輸出統計品目表第二一類の注3中「及び果実」を「、果実及びナット」に、「食餌療法用」を「食餌療法用」に改める。

輸出統計品目表第二四類に号注として次のように加える。

号注

1 第2403.11号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう（芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない。）。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。

輸出統計品目表第二四・〇三頁中

「	2403.10	000	—喫煙たばこ（たばこ代用物を含有するか しないかを問わないものとし、その含有量 のいかんを問わない。）	KG	」
「			—喫煙たばこ（たばこ代用物を含有するか しないかを問わないものとし、その含有量		」

			のいかんを問わない。) に
2403.11	000	—この類の号注1の水パイプたばこ	K G
2403.19	000	—その他のもの	K G J

改める。

輸出統計品目表第二五・二八項を次のように改める。

25.28			
2528.00	000	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかな いかを問わないものとし、天然かん水から分 離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオ ルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重 量の85%以下のもの	MT

輸出統計品目表第二七類の号注4中「第2710.11号」を「第2710.12号」に改め、同号注に次のよう
に加える。

5	第27.10項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂 （使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪 酸モノアルキルエステルをいう。
---	--

輸出統計品目表第二七類の備考一中「第2710.11号及び第2710.19号」を「第2710.12号、第2710.19号及び第2710.20号」に改める。

輸出統計品目表第二七・一〇項を次のように改める。

27.10	<p>石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油</p> <ul style="list-style-type: none">— 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）— 軽質油及びその調製品— 揮発油		
2710.12			

2710.20	900	ー ー ー その他のもの ー 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）	K L	K G
	110	ー 揮発油	K L	K G
	190	ー ー ピストン式内燃機関の燃料用のもの	K L	K G
	200	ー ー その他のもの	K L	K G
	300	ー 灯油	K L	K G
	400	ー 軽油	K L	K G
		ー 重油		
		ー 潤滑油		
	510	ー ー 絶縁油	K L	K G

520	— — — 焼入油、作動油、防錆油 ^{せい} その他主として潤滑の用に供しない油（絶縁油を除く。）	KL	KG
590	— — — その他のもの	KL	KG
600	— — — グリース		KG
900	— — — その他のもの — 廃油	KL	KG
2710.91	— — — ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テラルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの	KL	KG
2710.99	— — — その他のもの	KL	KG

輸出統計品目表第二八類に号注として次のように加える。

号注

- 1 第2852.10号において「化学的に単一のもの」とは、この類の注1 から まで及び第29類の注1 から までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。

輸出統計品目表第二八・五二項を次のように改める。

28.52		水銀の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）	
2852.10	000	－化学的に単一のもの	K G
2852.90	000	－その他のもの	K G

輸出統計品目表第二九類の注2中 をとし、(ij)を とし、 を(ji)とし、 を とし、 を とし、 を とし、 を とし、 の次に次のように加える。

第30.02項の免疫産品

輸出統計品目表第二九・〇三項を次のように改める。

29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体 －非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）	
2903.11	000	－クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）	K G
2903.12	000	－ジクロロメタン（塩化メチレン）	K G

2903.13	000	— クロホルム (トリクロメタン)	K G
2903.14	000	— 四塩化炭素	K G
2903.15	000	— 二塩化エチレン (I S O) (1・2—ジ クロロエタン)	K G
2903.19		— その他のもの	
	100	— 1・1・1—トリクロロエタン	K G
	900	— その他のもの	K G
		— 非環式炭化水素の塩素化誘導体 (不飽和の ものに限る。)	
2903.21	000	— 塩化ビニル (クロロエチレン)	M T
2903.22	000	— トリクロロエチレン	K G
2903.23	000	— テトラクロロエチレン (ペルクロロエチ レン)	K G
2903.29	000	— その他のもの	K G
		— 非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化 誘導体及びよう素化誘導体	

2903.31	000	—二臭化エチレン (I S O) (1 ・ 2 — ジ ブromoエタン)	K G
2903.39		—その他のもの	
	100	—臭化メチル	K G
		—ふつ素化誘導体	
	210	—ペルフルオロメタン	K G
	220	—ペルフルオロエタン	K G
	230	—ジフルオロメタン (H F C — 32)	K G
	240	—ペンタフルオロエタン (H F C — 12 5)	K G
	250	—1 ・ 1 ・ 1 ・ 2 — テトラフルオロエ タン (H F C — 134 a)	K G
	260	—1 ・ 1 ・ 1 — トリフルオロエタン (H F C — 143 a)	K G
	270	—1 ・ 1 — ジフルオロエタン (H F C — 152 a)	K G

	290	— — — — — その他のもの	K G
	900	— — — — — その他のもの	K G
		— 非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）	
2903.71	000	— クロロジフルオロメタン	K G
2903.72	000	— ジクロロトリフルオロエタン	K G
2903.73		— ジクロロフルオロエタン	
	100	— — — 1・1—ジクロロ—1—フルオロエタン ン（H C F C—141b）	K G
	900	— — — — — その他のもの	K G
2903.74		— クロロジフルオロエタン	
	100	— — — 1—クロロ—1・1—ジフルオロエタン ン（H C F C—142b）	K G
	900	— — — — — その他のもの	K G
2903.75	000	— — — ジクロロペンタフルオロプロパン	K G

2903. 76	<p>— — プロモクロジフルオロメタン、プロモトリフルオロメタン及びジプロモテトラフルオロエタン</p>	K G
100	<p>— — プロモクロジフルオロメタン (ハロゾン—1211)</p>	K G
200	<p>— — プロモトリフルオロメタン (ハロゾン—1301)</p>	K G
300	<p>— — ジプロモテトラフルオロエタン (ハロゾン—2402)</p>	K G
2903. 77	<p>— — その他のペルハロゲン化誘導体 (ふっ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。)</p>	
110	<p>— — トリクロロフルオロメタン (CFC—11)</p>	K G
120	<p>— — ジクロロジフルオロメタン (CFC—12)</p>	K G

130	---クロロトリフルオロメタン (CFC-13)	KG
210	---ペンタクロロフルオロエタン (CFC-111)	KG
220	---テトラクロロジフルオロエタン (CFC-112)	KG
230	---トリクロロトリフルオロエタン (CFC-113)	KG
240	---ジクロロテトラフルオロエタン (CFC-114)	KG
250	---クロロペンタフルオロエタン (CFC-115)	KG
310	---ヘptaクロロフルオロプロパン (CFC-211)	KG
320	---ヘキサクロロジフルオロプロパン (CFC-212)	KG

330	ー ー ーペンタクロトリフルオロプロパン (C F C - 213)	K G	
340	ー ー ーテトラクロテトラフルオロプロパン (C F C - 214)	K G	
350	ー ー ートリクロペンタフルオロプロパン (C F C - 215)	K G	
360	ー ー ージクロロヘキサフルオロプロパン (C F C - 216)	K G	
370	ー ー ークロロヘプタフルオロプロパン (C F C - 217)	K G	
900	ー ー ーその他のもの	K G	
2903. 78	000	ー ー ーその他のペルハロゲン化誘導体	K G
2903. 79		ー ー ーその他のもの	
110	ー ー ーメタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したもの ー ー ージクロロフルオロメタン (H C F C		

2903.92	000	ゼン及びパラジクロベンゼン ーヘキサクロベンゼン (I S O) 及びD DT (I S O) (クロフェノタン (I N N) 、 1 ・ 1 ・ 1 ートリクロロー 2 ・ 2 ービス (パラークロロフェニル) ヒタン)	K G
2903.99	000	ーその他のもの	K G

輸出統計品目表第二九〇八・九一号の次に次の一号を加える。

2908.92	000	ー 4 ・ 6 ージニトローオルトークレゾール (D N O C (I S O)) 及びその塩	K G
---------	-----	--	-----

輸出統計品目表第二九・一二項中

2912.30	000	ーアルデヒドアルコール ーアルデヒドエーテル、アルデヒドフェノー ル及び他の酸素官能基を有するアルデヒド ーバニリン (4 ーヒドロキシ ー 3 ーメトキ シベンズアルデヒド)	K G
2912.41	000		K G

をとし、の次に次のように加える。

喫煙者の禁煙補助用の調製品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））（第21.06項及び第38.24項参照）

輸出統計品目表第三〇類の注2を次のように改める。

2 第30.02項において「免疫産品」とは、単クローン抗体（MAB）、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン（IFN）、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子（TNF）、成長因子（GF）、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子（CSF）その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質（第29.37項の物品を除く。）をいう。

輸出統計品目表第三〇・〇二項中「変性免疫産品（）」を「免疫産品（変性したものであるかないか又は）」に改める。

輸出統計品目表第三七〇二・五一号を削り、同表第三七〇二・五二号中「で、長さが14メートルを超えるもの」を「のもの」に改める。

輸出統計品目表第三七・〇二項中

「	3702.91	000	—	幅が16ミリメートル以下のもの	SM	M
	3702.93	000	—	幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル		

			ル以下で、長さが30メートル以下のもの	S M	M	
	3702. 94	000	—幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの	S M	M	を
	3702. 95	000	—幅が35ミリメートルを超えるもの	S M	M	
「	3702. 96	000	—幅が35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの	S M	M	」
	3702. 97	000	—幅が35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの	S M	M	
	3702. 98	000	—幅が35ミリメートルを超えるもの	S M	M	

改める。

輸出統計品目表第三八類の注3 中「修正液」のトニ「及び修正テープ（第96.12項のものを除く。）」を加え、同注に次のように加える。

7	第38.26項において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。
---	---

輸出統計品目表第三八類の号注1中「グナンドリン（ISO、INN）」の下に「4・6ージリ
 トローオルトークレゾール（DNOC（ISO））及びその塩」を、「ペンタクロロフェノール（I
 SO）」の下に「並びにその塩及びエステル」を加え、「並びに2・4・5ーT（ISO）」を「
 2・4・5ーT（ISO）」に改め、「（2・4・5ートリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及
 ビエステル」の下に「並びにトリブチルチオエーテル」を加え、同号注1に次のように加える。

第3808.50号には、ベニミル（ISO）、カルボフラン（ISO）及びチラム（
 ISO）の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。

輸出統計品目表第三八・二五項の次に次の一項を加える。

38.26			
3826.00	000	バイオグライゼル及びその混合物（石油又は 歴青油の含有量が全重量の70%未満のものに 限る。）	KL KG

輸出統計品目表第四一〇一・二〇号中「原皮（）」の下に「スプラットしていないもので、」を加える

輸出統計品目表第四二類の注中3を4とし、同注2(A)中「1」を「2」に改め、同注中2を3とし
 、1を2とし、同注に1として次のように加える。

- 1 この類において「革」には、シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーターッドレザー及びメタライズドレザーを含む。

輸出統計品目表第四二・〇二項中「、コンビポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンビポジションレザー製」に改める。

輸出統計品目表第四四類の号注中1を2とし、同号注に1として次のように加える。

- 1 第4401.31号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（直径が25ミリメートル以下で、長さが100ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。）をいう。

輸出統計品目表第四四・〇一項中

「 4401.30 000	一のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）	MT	」
「	一のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状		」

			、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）					
4401.31	000	—	—	木質ペレット			MT	
4401.39	000	—	—	その他のもの			MT	」

改める。

輸出統計品目表第四四・〇三項、第四四・〇七項、第四四・〇八項及び第四四・一一項中「中注1」を「中注2」に改める。

輸出統計品目表第四七〇六・九三号中「セミックカルパルプ」を「機械的及び化学的の組合せにより製造したもの」に改める。

輸出統計品目表第四八類の注2 中「がん紙」を「玩具」に改め、「及び第96類の物品（例えば、ボタン）」を削り、同注2に次のように加える。

第96類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き）

輸出統計品目表第四八類の号注3 中「段ボール用中しん原紙（セミックカルパルプ製のものに限る。）」とは、さらしてないセミックカルパルプ（広葉樹のものに限る。）と「セミックカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ

(さらしてないものに限る。)」に、「中しん試験」を「中試試験」に改め、同号注4中「セハクハカルパルプ工程」を「機械的及び化学的工程の組合せ」に、「中しん試験」を「中試試験」に改める。

輸出統計品目表第四八・〇五項中「中しん試験」を「中試試験」に改める。

輸出統計品目表第四八〇八・二〇号及び第四八〇八・三〇号を削り、同表第四八〇八・一〇号の次に次の一号を加える。

4808.40	000	ークラフト紙(ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。)	KG
---------	-----	--	----

輸出統計品目表第四八一四・一〇号を削る。

輸出統計品目表第四八・一八項中「、乳児用のおむつ、タンポン」を削り、同表第四八一八・四〇号を削る。

輸出統計品目表第一一部の注1 中「及びタイプライターラボン」を「、タイプライターラボン、生理用のナプキン(パッド)及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き」に改める。

輸出統計品目表第一一部の注7中 をとし、 をとし、 をとし、 の次に次

のように加える。

特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し（縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。）、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品（反物の裁断した縁にはつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。）

輸出統計品目表第五六類の注1に次のように加える。

第96.19項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及び

おむつ中敷きその他これらに類する物品

輸出統計品目表第五六〇一・一〇号を削る。

輸出統計品目表第五八〇一・二四号及び第五八〇一・二五号を削り、同表第五八〇一・二六号の次に次の一号を加える。

— 5801.27 | 000 — — たてパイロ織物 — S M — K G —

輸出統計品目表第五八〇一・三四号及び第五八〇一・三五号を削り、同表第五八〇一・三六号の次に次の一号を加える。

— 5801.37 | 000 — — たてパイロ織物 — S M — K G —

輸出統計品目表第六一類の注6 及び第六二類の注4 中「ものとし、乳児用のおむつを命む」を

削る。

輸出統計品目表第六二一一・四一号を削る。

輸出統計品目表第六三・〇六項中

「	6306.91	000	—	その他のもの	K G	
			—	綿製のもの		K G
			—	その他の紡織用繊維製のもの		
「	6306.90	000	—	その他のもの	K G	」

改める。

輸出統計品目表第六四〇二・二〇号中「本紙」を「紙」に改める。

輸出統計品目表第六四・〇六項中

「	6406.91	000	—	その他のもの	K G	
			—	木製のもの		K G
			—	その他の材料製のもの		
「	6406.90	000	—	その他のもの	K G	」

改める。

輸出統計品目表第六五・〇五項を次のように改める。

65.05		
6505.00	000	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作つたものに限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）
	DZ	KG

輸出統計品目表第六八一・八三号を削る。

輸出統計品目表第七一類の注3 中「注2(B)」を「注3(B)」に改める。

輸出統計品目表第七三〇六・三〇号中「鉄鋼」を「鉄製」に改める。

輸出統計品目表第七三一九・二〇号及び第七三一九・三〇号を削り、同表第七三一九・九〇号の前

に次の一号を加える。

7319.40 | 000 | 安全ピンその他のピン | K G

輸出統計品目表第七四・一八頁中

「 | 7418.11 | 000 | 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングガラスその他これらに類する製品 | K G | を

7418.19 | 000 | 瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングガラスその他これらに類する製品 | K G | 」

「 | 7418.10 | 000 | 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングガラスその他これらに類する製品 | K G | 」

改める。

輸出統計品目表第七六・一五頁中

「 | | | 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び | | |

「また、第84.24項には、インクジェット方式の印刷機（第84.43項参照）を含まない。」

「また、第84.24項には、次の物品を含まない。」

インクジェット方式の印刷機（第84.43項参照）

に

ウオータージェット切断機械（第84.56項参照）

」

改める。

輸出統計品目表第八四類の号注1中「注5(B)」を「注5(C)」に改める。

輸出統計品目表第八四五二・四〇号を削り、同表第八四五二・九〇号を次のように改める。

8452.90	— ミシンの家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにミシンのその他の部分品		
200	— ミシンの家具、台及びカバー並びにこれらの部分品		K G
	— ミシンのその他の部分品		
100	— 家庭用ミシンのもの		K G
	— その他のもの		
910	— ポビンケース	N O	K G

	920	—	—	—	—	かま			
	990	—	—	—	—	その他のもの			

輸出統計品目表第八四・五六項中「機械」のドに「及びクォータージェット切断機械」を加える。

輸出統計品目表第八四・七九項中

「 8479.60 | 000 | — | 蒸発式空気冷却装置 | — | NO | — | 」を

「 8479.60 | 000 | — | 蒸発式空気冷却装置 | — | NO | — | 」
 — 旅客搭乗橋
 8479.71 | 000 | — | 空港において使用する種類のもの | — | NO | KG | 』
 8479.79 | 000 | — | その他のもの | — | NO | KG | 」

改める。

輸出統計品目表第八五類の注1 中「第90類」を「第90.18項」に改める。

輸出統計品目表第八五〇七・四〇号の次に次の二号を加える。

	8507.50	000	—	ニッケル・水素蓄電池		NO		KG	
	8507.60	000	—	リチウム・イオン蓄電池		NO		KG	

輸出統計品目表第八五〇七・八〇号を次のように改める。

	8507.80	000	—	その他の蓄電池		NO		KG	
--	---------	-----	---	---------	--	----	--	----	--

輸出統計品目表第八五・二二項中「から第85.21項まで」を「又は第85.21項」に改める。
 輸出統計品目表第八五・二三項中

「 8523.40 000 — 光学媒体 — NO — 」を

8523.41	000	— 光学媒体 —	
8523.49	000	— 記録してないもの —	NO
		— その他のもの —	NO

改める。

輸出統計品目表第八五二八・七三号中「中細のきの」を削る。

輸出統計品目表第八五四〇・一二号中「中細のきの」を削り、同表第八五四〇・四〇号中「ディスプレイ管」の下に「(モノクロームのものに限る。)及びデータ・グラフィックディスプレイ管」を加え、同表第八五四〇・五〇号及び第八五四〇・七二号を削る。

輸出統計品目表第八五四四・四二号及び第八五四四・四九号中

		— その他のもの —	
910		— 導体が銅のもの —	KG
990		— その他のもの —	KG
900		— その他のもの —	KG

9007.11	000	— 幅が16ミリメートル未満のフィルム又は ダブル8ミリメートルフィルムを使用す るもの	NO	KG	を 」	
9007.19	000	— その他のもの	NO	KG		
「	9007.10	000	— 撮影機	NO	KG	」

改める。

輸出統計品目表第九〇・〇八項を次のように改める。

90.08		投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用 のものを除く。）			
9008.50	000	— 投影機、引伸機及び縮小機	NO	KG	
9008.90	000	— 部分品及び付属品		KG	

輸出統計品目表第九一・〇九項を次のように改める。

91.09		その他の時計用ムーブメント（完成品に限る 。）			
9109.10	000	— 電気式のもの	NO	KG	
9109.90	000	— その他のもの	NO	KG	

輸出統計品目表第九一・四・二〇号を削る。

輸出統計品目表第九二・〇五項を次のように改める。

92.05		吹奏楽器（例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストラ用及びバーバリアオルガンを除く。）		
9205.10	000	— 金管楽器	NO	KG
9205.90	000	— その他のもの	NO	KG

輸出統計品目表第九三・〇一頁中

93.01		軍用の武器（けん銃及び第93.07項の武器を除く。）		
9301.11	000	— 火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）	NO	KG
9301.19	000	— 自走式のもの	NO	KG
		— その他のもの	NO	KG

を

93.01		軍用の武器（拳銃及び第93.07項の武器を除く。）		
-------	--	---------------------------	--	--

に

「 9301.10 | 000 | ー 火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲） | NO | KG | 」
 改める。

輸出統計品目表第九三・〇五項中

「	9305.21	000	ー	第93.03項の散弾銃又はライフルのもの				
	9305.29	000	ー	散弾銃の銃身				
			ー	その他のもの				
「	9305.20	000	ー	第93.03項の散弾銃又はライフルのもの				

改める。

輸出統計品目表第九四類の注1 中「から第85.21項まで」を「若しくは第85.21項」に改め、同注2 中「棚付き家具」の上に「（単一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。）」を加える。

輸出統計品目表第九五類の注1 中「並びに無線遠隔制御機器（第85.26項参照）」を「、ディスプレイ、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わない。）（第85.23項参照）、無線遠隔制御機器（第85.26項参照）並びにコードレス赤外線遠隔操作装置（第85.43項参照）」に改める。

輸出統計品目表第九五類に号注として次のように加える。

号注

1 第9504.50号には、次の物品を含む。

ビデオゲーム用のコンソール（テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。）

ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器（携帯用であるかないかを問わない。）

この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器（第9504.30号参照）を含まない。

輸出統計品目表第九五・〇四項中「遊戯場用」を「ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用」に改め、同表第九五〇四・一〇号を削り、同表第九五〇四・三〇号中「ボーリング用」の下に「四〇」を加え、同表第九五〇四・四〇号の次に次の一号を加える。

9504.50	ービデオゲーム用のコンソール又は機器（第9504.30号の物品を除く。）		
100	ーテレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム		
	ーその他のもの		K G

	910	—電子式ゲーム用具（電池内蔵式のもの）		
)	NO	KG
	990	—その他のもの	NO	KG

輸出統計品目表第九五〇四・九〇号を次のように改める。

	9504.90	000	—その他のもの	NO	KG
--	---------	-----	---------	----	----

輸出統計品目表第九六・〇八項中

	9608.31	000	—万年筆その他のペン —製図用のペン（墨汁を使用するものに限る。）				
	9608.39	000	—その他のもの				を
「	9608.30	000	—万年筆その他のペン			NO	」

改める。

輸出統計品目表第九六・一八項の次に次の一項を加える。

	96.19				
	9619.00	000	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、 乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これ		

— | — | らに類する物品（材料を問わない。） | NO | KG | —

輸入統計品目表第一類の注1 中「又は第03.07項」を「、第03.07項又は第03.08項」に改め、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改める。

輸入統計品目表第一類の備考1 中「第0102.10号」を「第01.02項」に改める。

輸入統計品目表第〇一・〇一項及び第〇一・〇二項を次のように改める。

01.01		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。） — 馬		
0101.21		— 純粋種の繁殖用のもの		
	100	— サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が関税率法施行令（以下この類において「政令」という。）で定めるところにより証明されたもの		NO

	<p>— — — — その他のもの</p> <p>— — — — 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）</p>	<p>NO</p>
<p>210</p>	<p>— — — — 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）</p>	<p>NO</p>
<p>290</p>	<p>— — — — その他のもの</p>	<p>NO</p>
<p>0101.29</p>	<p>— — — — その他のもの</p> <p>— — — — 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>— — — — その他のもの</p>	<p>NO</p>
<p>210</p>	<p>— — — — 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）</p>	<p>NO</p>

210	— — — 1頭の重量が300キログラム以下のもの			
	の			
290	— — — その他のもの			

輸入統計品目表第一・〇五項中

「	0105.19	000	— — — その他のもの				」	を
「	0105.13	000	— — あひる					
	0105.14	000	— — がちよう					こ
	0105.15	000	— — ぼろぼろ鳥				」	

改める。

輸入統計品目表第一・〇六項を次のように改める。

01.06			その他の動物（生きているものに限る。）				
			— 哺乳類				
	0106.11	000	— — 霊長類				
	0106.12		— — くじら目、海牛目及び鱧 <small>ち</small> 脚下目				
		010	— — — くじら目及び海牛目				
		090	— — — その他のもの				

0106.13	000	—	らくだ科	NO	KG
0106.14	000	—	うさぎ	NO	KG
0106.19		—	その他のもの		
		—	食肉目		
	012	—	フェレット	NO	KG
	019	—	その他のもの	NO	KG
	030	—	翼手目	NO	KG
		—	齧 ^{げっ} 歯目		
	041	—	ハムスター	NO	KG
	042	—	モルモット	NO	KG
	044	—	チンチラ	NO	KG
	045	—	リス	NO	KG
	046	—	ラット	NO	KG
	047	—	マウス	NO	KG
	049	—	その他のもの	NO	KG
	090	—	その他のもの	NO	KG

0106.20		— ^は 爬虫類		
	010	— [—] かめ目	NO	KG
	020	— [—] ワニ目	NO	KG
		— [—] 有鱗目		
	031	— [—] トカゲ亜目	NO	KG
	039	— [—] その他のもの	NO	KG
	090	— [—] その他のもの	NO	KG
		—鳥類		
	0106.31	— [—] 猛きん類	NO	KG
	0106.32	— [—] おうむ目	NO	KG
	0106.33	— [—] エミュー（ドロマイウス・ノヴァイホル ランドアイアイ）及びだちよう	NO	KG
	0106.39	— [—] その他のもの		
	010	— [—] はと目	NO	KG
	090	— [—] その他のもの	NO	KG
		—昆虫類		

0106.41	000	— 蜂	NO	KG
0106.49	000	— その他のもの	NO	KG
0106.90		— その他のもの		
		— 両生類		
	011	— 無尾目	NO	KG
	012	— 有尾目	NO	KG
	019	— その他のもの	NO	KG
	090	— その他のもの	NO	KG

輸入統計品目表第〇二・〇七項中

0207.32		— あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの		
		— 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	100	— あひるのもの		KG
	200	— その他のもの		KG
0207.33		— 分割してないもの（冷凍したものに限る。）		

	100	— — — あひるのもの	K G
	200	— — — その他のもの	K G
0207.34	000	— — 脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	K G
0207.35		— — その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	100	— — — あひるのもの	K G
	200	— — — その他のもの	K G
0207.36		— — その他のもの（冷凍したものに限る。）	
	100	— — — 肝臓	K G
		— — — その他のもの	
	210	— — — あひるのもの	K G
	220	— — — その他のもの	K G

「

0207.41	000	— あひるのもの — — 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	K G
---------	-----	---	-----

」

0207.42	000	— 分割してないもの（冷凍したものに限り。）	K G
0207.43	000	— 脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	K G
0207.44	000	— その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	K G
0207.45	010	— その他のもの（冷凍したものに限り。）	K G
	090	— 肝臓	K G
		— その他のもの	K G
		— がちょうのもの	
0207.51	000	— 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	K G
0207.52	000	— 分割してないもの（冷凍したものに限り。）	K G
0207.53	000	— 脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	K G

0207.54	000	— — その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵した ものに限る。）	K G
0207.55	100	— — その他のもの（冷凍したものに限り。 — — 肝臓	K G
	200	— — その他のもの	K G
0207.60	100	— ぼろぼろ鳥のもの — 肝臓（冷凍したものに限り。）	K G
	200	— — その他のもの	K G

改める。

輸入統計品目表第〇二〇八・四〇号中「及び海牛田のもの」を「、海牛田のもの及び鱧^お脚下田のもの」に、

「	019	— — その他のもの	K G	」	を
「		— — その他のもの			
	091	— — 海牛田のもの	K G		」
	099	— — その他のもの	K G		」

改め、同表第〇二〇八・五〇号の次に次の一号を加える。

— 0208.60 — 000 — —らくだ科のもの — — — — — KG —

輸入統計品目表第〇二・〇九項を次のように改める。

02.09		家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	
0209.10	000	— 豚のもの	KG
0209.90	000	— その他のもの	KG

輸入統計品目表第〇二一〇・九二号を次のように改める。

0210.92		— —くじら目のもの、海牛目のもの及び鱧 ^き 脚 下目のもの	
	010	— —くじら目のもの及び海牛目のもの	KG
	090	— —その他のもの	KG

輸入統計品目表第〇三・〇一項から第〇三・〇七項までを次のように改める。

03.01		魚（生きているものに限る。）	
		— 観賞用の魚	

0301.11	100	— 淡水魚	NO	K G
		— ーこい (キュブプリヌス属のもの) 及び金魚 (カラシウス・アウラトウス)		
		— ーその他のもの		
0301.19	000	— ーその他のもの	NO	K G
		— その他の魚 (生きているものに限る。)		
0301.91	100	— ーます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・ラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	NO	K G
		— ー養魚用の稚魚		
		— ーその他のもの		
		— ーうなぎ (アングイルラ属のもの)		
		— ー養魚用の稚魚		
0301.92	100	— ー養魚用の稚魚	NO	K G

0301.93	200	--- その他のもの --- こい (キュプリナス・カルピオ、カラシ ウス・カラシウス、クテノフテリユンゴ ドン・イデルルス、ミクロフテリユンゴ ドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテ ユス属又はキルリナス属のもの)	K G
0301.94	100	--- 養魚用の稚魚	K G
	200	--- その他のもの --- くるまぐる (トウナス・テイナス及びト ウナス・オリエンタリス)	K G
	110	--- 養魚用の稚魚 --- くるまぐる (トウナス・テイナス)	K G
	120	--- くるまぐる (トウナス・オリエンタ リス)	K G
210	--- その他のもの --- くるまぐる (トウナス・テイナス)	K G	

	220	— — — — くるまぐる (トウナス・オリエンタ リス)	K G
0301.95		— — — — みなみまぐる (トウナス・マツコイイ)	
	100	— — — — 養魚用の稚魚	K G
	900	— — — — その他のもの	K G
0301.99		— — — — その他のもの	
		— — — — 養魚用の稚魚	
		— — — — ぶり (セリオオラ属のもの)	
	111	— — — — ぶり (セリオオラ・クインクエラ ダイアータ)	K G
	119	— — — — その他のもの	K G
	120	— — — — こい	K G
	190	— — — — その他のもの	K G
		— — — — その他のもの	
	210	— — — — にしん (カルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメル)	

03.02	<p>220</p> <p>— — — — — その他のもの — — — — — ひらめ（パラリクテイス属のもの） ）</p> <p>230</p> <p>— — — — — こい</p> <p>290</p> <p>— — — — — その他のもの</p> <p>魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り とし、第03.04項の魚のファイルその他の魚肉 を除く。）</p> <p>— さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く</p>		<p>K G</p> <p>K G</p> <p>K G</p>

0302.11	000	<p>。)</p> <p>— ます (サルモ・トルタ、オソコルヒュンクス・ミキス、オソコルヒュンクス・クラルキ、オソコルヒュンクス・アグアボニタ、オソコルヒュンクス・ギラエ、オソコルヒュンクス・アパケ及びオソコルヒュンクス・クリンガステル)</p>		K G
0302.13	011	<p>— 太平洋さけ (オソコルヒュンクス・ネルカ、オソコルヒュンクス・ゴルズスカ、オソコルヒュンクス・ケタ、オソコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オソコルヒュンクス・キストク、オソコルヒュンクス・マソウ及びオソコルヒュンクス・ロデュルス)</p>		K G
	011	<p>— ベにぎけ (オソコルヒュンクス・ネルカ)</p>		K G

	012	— ぎんざけ (オシコルヒュンクス・キストク)	K G
	019	— その他のもの	K G
0302.14	000	— 大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)	K G
0302.19	000	— その他のもの	K G
		— ひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)	
0302.21	000	— ハリバット (レイソハルトテイクス・ヒポグロソイデス、ヒポグロソス・ヒポグロソス及びヒポグロソス・ステノレピス)	K G
0302.22	000	— プレイス (プレウロネクテス・プラテスサ)	K G

0302.23	000	— ソール (ソレア属のもの)	K G
0302.24	000	— ターボット (プセタ・マクシマ)	K G
0302.29	000	— その他のもの	K G
		— まぐる (トウナス属のもの) 及びかつお (エウテナス (カツオナス) ・ペラミス) (肝臓、卵及びしらこを除く。)	
0302.31	000	— びんながまぐる (トウナス・アラルンガ)	K G
0302.32	000	— きはだまぐる (トウナス・アルバカレス)	K G
0302.33	000	— かつお	K G
0302.34	000	— めばちまぐる (トウナス・オベスス)	K G
0302.35		— くるまぐる (トウナス・テナス及びトウナス・オリエンタリス)	
	010	— くるまぐる (トウナス・テナス)	K G
	020	— くるまぐる (トウナス・オリエンタリス)	K G

		ス)	
0302.36	000	ーみなみまぐる (トウナス・マツコイイ)	K G
0302.39	000	ーその他のもの	K G
		ーにしん (カルペア・ハレングス及びクルペ ア・ピラスイイ)、かたくちいわし (エン グラウリス属のもの)、いわし (スプラト ウス・スプラトウス、サルデイナ・ピルカ ルドウス及びサルデイノプス属又はサルデ イネルラ属のもの)、さば (スコムベル・ スコムズルス、スコムベル・アウストラ シクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あ じ (トラクルス属のもの)、すぎ (ラキユ ケントロン・カナドウム) 及びめかじき (ク スナイアス・グラデイウス) (肝臓、 卵及びしらこを除く。)	
0302.41	000	ーにしん (カルペア・ハレングス及びクル	

		ピア・パラナイイ)	K G
0302.42	000	— かたくちいわし (エンダラウリス属のもの)	K G
0302.43		— いわし (スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルトウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)	
	100	— サルディノプス属のもの	K G
	200	— その他のもの	K G
0302.44	000	— さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	K G
0302.45	000	— あじ (トラクルス属のもの)	K G
0302.46	000	— すぎ (ラキケントロン・カナドウム)	K G
0302.47	000	— めかじき (クスイアス・グラディウス)	K G

0302.51	000	ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）	
0302.52	000	ーコート（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	K G
0302.53	000	ーハドック（メラノグラナムス・アイグレフイヌス）	K G
0302.54	000	ーコールフイツシュ（ポルラキウス・ザイレンス）	K G
	100	ーヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	
	200	ーメルルシウス属のもの	K G
	200	ーウロフュキス属のもの	K G
0302.55	000	ーすけそうだら（テラグラ・カルコグラシ	

0302.56	000	マ) ーブルーホワイテイング (ミクロメシステ イウス・ポウタソウ及びミクロメシステ イウス・アウストラリス) ーその他のもの ーーたら (ガトウス属又はテラグラ属のも の) ーーその他のもの ーテイラピア (オレオクロミス属のもの)、 なまざ (パンガシウス属、シルルス属、ク ラリアス属又はイクタルス属のもの)、 こい (キュプリナス・カルピオ、カラシウ ス・カラシウス、クテノフアリュンゴボン ・イデルルス、マイクロフアリュンゴボン・ ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又 はキルリナス属のもの)、うなぎ (アング	K G
0302.59	100	ーーたら (ガトウス属又はテラグラ属のも の) ーーその他のもの	K G
	200	ーテイラピア (オレオクロミス属のもの)、 なまざ (パンガシウス属、シルルス属、ク ラリアス属又はイクタルス属のもの)、 こい (キュプリナス・カルピオ、カラシウ ス・カラシウス、クテノフアリュンゴボン ・イデルルス、マイクロフアリュンゴボン・ ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又 はキルリナス属のもの)、うなぎ (アング	K G

0302.71	000	イルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロテイクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの) (肝臓、卵及びしらこを除く。)	K G
0302.72	000	— テイラピア (オレオクロミス属のもの) — なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)	K G
0302.73	000	— こい (キユプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリュンゴドン・イデルルス、ミユロフアリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテユス属又はキルリヌス属のもの)	K G
0302.74	000	— うなぎ (アングイルラ属のもの)	K G
0302.79	000	— その他の魚 (肝臓、卵及びしらこを除く。)	K G

0302.81	000	――さめ	K G
0302.82	000	――えい (がんぎえい科のもの)	K G
0302.83	000	――めろ (デアソステイクス属のもの)	K G
0302.84	000	――シーバス (デアケントラルクス属のもの)	K G
)	K G
0302.85	000	――たい (たい科のもの)	K G
0302.89		――その他のもの	
		――にしん (カルペア属のもの)、ぶり (セリオオラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属のもの)、あじ (デカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラピス属のもの)	
	110	――ぶり (セリオオラ属のもの)	K G
	190	――その他のもの	K G
		――その他のもの	

210	<p>―――バラクーダ（かます科又はくろたちかます科のもの）及びキングクリップ（ゲニユプテルス属のもの）</p> <p>―――その他のもの</p>	K G
291	―――かじき（まかじき科のもの）	K G
292	―――さわら	K G
293	―――たちうお	K G
294	―――ふぐ	K G
299	<p>―――その他のもの</p> <p>―――肝臓、卵及びしらこ</p>	K G
0302.90	<p>――にしん（カルペア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵</p>	
010	――にしん（カルペア属のもの）の卵	K G
020	――たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	K G

03.03	090	ーその他のもの 魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04 項の魚のファイルその他の魚肉を除く。） ーさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く 。）	K G
0303.11	000	ーべにぎけ（オンコルヒュンクス・ネルカ ）	K G
0303.12	010	ーその他の太平洋さけ（オンコルヒュンク ス・ゴルズスカ、オンコルヒュンクス・ ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイ トスカ、オンコルヒュンクス・キストク 、オンコルヒュンクス・マソウ及びオン コルヒュンクス・ロデュルス）	K G
	090	ーぎんぎけ（オンコルヒュンクス・キス トク） ーその他のもの	K G

0303.13	000	<p>— 大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナ ウさけ (フコ・フコ)</p>	K G
0303.14	000	<p>— ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュン クス・ミクス、オンコルヒュンクス・ク ラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボ ニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オ ンコルヒュンクス・アパケ及びオンコル ヒュンクス・クリンガステル)</p>	K G
0303.19	000	<p>— その他のもの</p> <p>— テイラピア (オレオクロミス属のもの)、 なまざ (パンガシウス属、シルルス属、ク ラリアス属又はイタルルス属のもの)、 こい (キュプリヌス・カルピオ、カラシウ ス・カラシウス、クテノフアリュンゴドン ・イデルルス、ミュロフアリュンゴドン・ ピケウス及びヒポフタルミクテヌス属又</p>	K G

0303.23	000	<p>はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アング イララ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス ・ニロテイクス)及びらいぎよ(カンナ属 のもの)(肝臓、卵及びしらこを除く。)</p> <p>—テイラピア(オレオクロミス属のもの)</p>	K G
0303.24	000	<p>—なまず(パンガシウス属、シルルス属、 クラリアス属又はイタルルス属のもの)</p>	K G
0303.25	000	<p>—こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシ ウス・カラシウス、クテノフテリユンゴ ドン・イデルルス、ミクロフテリユンゴ ドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテ ユス属又はキルリヌス属のもの)</p>	K G
0303.26	000	<p>—うなぎ(アングイララ属のもの)</p>	K G
0303.29	000	<p>—その他のもの</p> <p>—ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれ</p>	K G

0303.31	000	い科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。）	
		ーハリバット（レイソハルトテイウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロソス・ヒポグロソス及びヒポグロソス・ステノレピス）	K G
0303.32	000	ープレイス（プレウロネクテス・プラテサ）	K G
0303.33	000	ーソール（ソレア属のもの）	K G
0303.34	000	ーターボット（プセタ・マクシマ）	K G
0303.39	000	ーその他のもの	K G
		ーまぐる（トウナス属のもの）及びかつお（エウテイナス（カツオナス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらを除く。）	
0303.41	000	ーびんながまぐる（トウナス・アラルンガ	

)					
0303.42	000	—	きはだまぐる (トウヌス・アルバカレス)				K G
)					
0303.43	000	—	かつお				K G
0303.44	000	—	めばちまぐる (トウヌス・オベヌス)				K G
0303.45		—	くろまぐる (トウヌス・テイヌス及びト ウヌス・オリエンタリス)				
	010	—	くろまぐる (トウヌス・テイヌス)				K G
	020	—	くろまぐる (トウヌス・オリエンタリ ス)				K G
0303.46	000	—	みなみまぐる (トウヌス・マツコイイ)				K G
0303.49	000	—	その他のもの				K G
		—	にしん (クルピア・ハレングス及びクルピ ア・パラヌイイ)、いわし (ヌプラトウス ・ヌプラトウス、サルデイナ・ピルカルド ウス及びサルディノプス属又はサルディネ				

0303.54	000	<p>ルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコム ズルス、スコムベル・アウストラシク ス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(ト ラクルス属のもの)、すぎ(ラキユケン トロン・カナドウム)及びめかじき(クス イニアス・グラデイウス)(肝臓、卵及 びしらを除く。)</p>	
0303.51	000	<p>ーにしん(クルペア・ハレングス及びクル ペア・パラスイイ)</p>	K G
0303.53		<p>ーいわし(スプラトウス・スプラトウス、 サルデイナ・ピルカルトウス及びサルデ イノプス属又はサルデイネルラ属のもの)</p>	K G
	100	<p>ーサルデイノプス属のもの</p>	K G
	200	<p>ーその他のもの</p>	K G
0303.54	000	<p>ーさば(スコムベル・スコムズルス、スコ</p>	

0303.55	000	ムベル・アウストララシクス及びヌコムベル・ヤポニクス)	K G
0303.56	000	— あじ (トラケルス属のもの) — すぎ (ラキュケントロソ・カナドウム)	K G
0303.57	000	— めかじき (クスイフイアス・グラデイウス) — さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの (肝臓、卵及びしらこを除く。)	K G
0303.63	000	— コット (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	K G
0303.64	000	— ハドック (メラノグラナムス・アイグレフイヌス)	K G
0303.65	000	— コールフイツシュ (ホルラキウス・ヴァイ)	K G

0303.66	レンズ)	K G
	—ヘイク (メルルシウス属又はウロフュキ ス属のもの)	
	100 —メルルシウス属のもの	K G
	200 —ウロフュキス属のもの	K G
0303.67	—すけそうだら (テラグラ・カルコグラ ン マ)	K G
0303.68	—ブルーホワイディング (ミクロメシステ イウス・ポウタソウ及びミクロメシステ イウス・アウストラリス)	K G
0303.69	—その他のもの —たら (ガドウス属又はテラグラ属のも の)	K G
	200 ——その他のもの	K G
	—その他の魚 (肝臓、卵及びしらを除く。)	

0303.81	000	――さめ	K G
0303.82	000	――えい (がんぎえい科のもの)	K G
0303.83	000	――めろ (デアソステイクス属のもの)	K G
0303.84	000	――シーバス (デアケントラルクス属のもの)	K G
)	
0303.89		――その他のもの	
		――にしん (カルペア属のもの)、ぶり (セリオウラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属又はエンゲラウリス属のもの)、あじ (デカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラピス属のもの)	
	110	――にしん (カルペア属のもの)	K G
		――ぶり (セリオウラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属又はエンゲラウリス属のもの)	

	属のもの)、あじ(デカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	
121	―――あじ(デカプテルス属のもの)	K G
122	―――ぶり(セリオウラ属のもの)	K G
123	―――さんま(コロラビス属のもの)	K G
129	―――その他のもの	K G
	―――その他のもの	
	―――バラクーダ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(デニユプテルス属のもの)及びたい(たい科のもの)	
211	―――たい(たい科のもの)	K G
219	―――その他のもの	K G
220	―――ししやも	K G
	―――その他のもの	

	291	— — — — — かじき (まかじき科のもの)	K G
	292	— — — — — さわら	K G
	293	— — — — — たちうお	K G
	294	— — — — — ふぐ	K G
	295	— — — — — めぬけ類 (セバステス属のものに限る。)	K G
	296	— — — — — ぎんだら	K G
	297	— — — — — きんめだい	K G
	298	— — — — — あゆ	K G
	299	— — — — — その他のもの	K G
		— 肝臓、卵及びしらこ	
0303.90			
	010	— — にしん (カルペア属のもの) の卵	K G
	020	— — たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの) の卵	K G
	090	— — その他のもの	K G
03.04		魚のフイルレその他の魚肉 (生鮮のもの及び冷	

		<p>蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）</p> <p>一魚のファイル（テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリユンゴドン・イデルルス、ミクロフアリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アンゲイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロテイクス）又はらいぎよ（カナナ属のもの）のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p>	
0304.31	000	<p>一テイラピア（オレオクロミス属のもの）</p>	K G
0304.32	000	<p>一なまず（パンガシウス属、シルルス属、</p>	

		クラリアス属又はイクタルルス属のもの)	K G
0304.33	000	— ナイルパーチ (ラテス・ニロテイクス)	K G
0304.39	000	— その他のもの — その他の魚のファイル (生鮮のもの及び冷蔵 したものに限る。)	K G
0304.41	000	— 太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネル カ、オンコルヒュンクス・ゴルズスカ、 オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒ ュンクス・トスカウイトスカ、オンコル ヒュンクス・キストク、オンコルヒュン クス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ ロデュルス)、大西洋さけ (サルモ・サ ラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)	K G
0304.42	000	— ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュン クス・ミキス、オンコルヒュンクス・ク	K G

0304.43	000	<p>ラルキ、オソコルヒュンクス・アグアボ ニタ、オソコルヒュンクス・ギラエ、オ ソコルヒュンクス・アパケ及びオソコル ヒュンクス・クリソガステル)</p> <p>— ひらめ・かれい類 (かれい科、だるまが れい科、うしのした科、ささうしのした 科、ヌコフタルムス科又はこけびらめ科 のもの)</p>	K G
0304.44		<p>— さいうお科、あしながだら科、たら科、 そこだら科、かわりひれだら科、メルル — サ科、ちこだら科又はうなぎだら科の もの</p>	K G
0304.45	000	<p>100 — — たら (ガドウス属、テラグラ属又はメ ルルシウス属のもの)</p> <p>200 — — — その他のもの</p> <p>— — — めかじき (クスイフイアス・グラディウ</p>	K G K G

		ス)	K G
0304.46	000	ーめる (ダイノステイクス属のもの)	K G
0304.49		ーその他のもの	
	100	ーにしん (カルペア属のもの)、ぶり (セリオータ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラピス属のもの)	K G
		ーその他のもの	
	210	ーくろまぐる (トウナス・テイナス及びトウナス・オリエンタリス)	K G
	220	ーみなみまぐる (トウナス・マツコイイ)	K G
	290	ーその他のもの	K G

0304.51	000	<p>—その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>—テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまざ（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（キユプリナス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリ ユンゴドソ・イデルルス、ミクロフアリ ユンゴドソ・ピケウス及びヒュポフタル ミクテユス属又はキルリナス属のもの）、うなぎ（アンザイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロテイクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）</p>	K G
0304.52	000	—さけ科のもの	K G
0304.53		<p>—さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルル</p>	

		ーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの	
	100	ーーたら (ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)	K G
	200	ーーその他のもの	K G
0304.54	000	ーめかじき (クスイアス・グラディウス)	K G
0304.55	000	ーめろ (ドイツステイクス属のもの)	K G
0304.59		ーーその他のもの	
	100	ーーにしん (カルペア属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラピス属のもの)	K G

210	<p>— — — — その他のもの</p> <p>— — — — バラクータ (かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ (ゲニユプテルス属のもの) 及びたい (たい科のもの)</p>	K G
220	<p>— — — — さめ</p> <p>— — — — その他のもの</p>	K G
291	<p>— — — — くろまぐる (トウヌス・テイヌス及びトウヌス・オリエンタリス)</p>	K G
292	<p>— — — — みなみまぐる (トウヌス・マッコイイ)</p>	K G
299	<p>— — — — その他のもの</p> <p>— 魚のファイル (テイラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シールルス属、クラリアス属又はイクタールス属のもの)、こい (キュプリヌス・カルピ</p>	K G

0304.61	000	オ、カラシウス・カラシウス、クテノフア リュンゴドソ・イデルルス、ミュロフアリ ユンゴドソ・ピケウス及びヒュポフタルミ クテュス属又はキルリヌス属のもの)、う なぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパ ーチ (ラテス・ニロテイクス) 又はらいぎ よ (カナ属のもの) のもの) (冷凍した ものに限る。)	K G
0304.62	000	<ul style="list-style-type: none"> — テイラピア (オレオクロミス属のもの) — なまざ (パンガシウス属、シルルス属、 クラリアス属又はイクタルス属のもの) 	K G
0304.63	000	— ナイルパーチ (ラテス・ニロテイクス)	K G
0304.69	000	<ul style="list-style-type: none"> — その他のもの — 魚のフイル (さいうお科、あしながだ科 、たら科、そこだ科、かわりひれだ科 	K G

0304.71	000	<p>、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの）（冷凍したものに限る。）</p> <p>— コット（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）</p>	K G
0304.72	000	<p>— ハドック（メラノグラナムス・アイグレフイヌス）</p>	K G
0304.73	000	<p>— コールフイツシュ（ポルラキウス・ヴァイレンス）</p>	K G
0304.74	100	<p>— ヘイク（メルルシウス属又はウロフキス属のもの）</p>	K G
0304.75	200	<p>— ユロフユキス属のもの</p>	K G
0304.75	000	<p>— すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）</p>	K G
0304.79		<p>— その他のもの</p>	

	100	— — — たら (ガドウス属又はテラグラ属のもの)	K G
	200	— — — その他のもの — その他の魚のファイル (冷凍したものに限り。)	K G
0304.81	000	— — 太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルズスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)	K G
0304.82	000	— — ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボ)	

0304.83	000	ニタ、オソコルヒュンクス・ギラエ、オソコルヒュンクス・アパケ及びオソコルヒュンクス・クリソガステル) — ひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)	K G
0304.84	000	— めかじき (クスイフイアス・グラダイウス)	K G
0304.85	000	— めろ (ダイソステイクス属のもの)	K G
0304.86	000	— にしん (カルピア・ハレソグス及びクルピア・パラスイイ)	K G
0304.87		— まぐる (トウナス属のもの) 及びかつお (エウテナヌス (カツオヌス) ・ペラミス)	K G
010		— — まぐる (くるまぐる (トウナス・テイ	

0304.89	<p>ヌス及びトウヌス・オリエンタリス) 及びみなみまぐる (トウヌス・マツコ イイ) を除く。)</p> <p>020 ーーーくろまぐる (トウヌス・テイヌス及び トウヌス・オリエンタリス)</p> <p>030 ーーーみなみまぐる (トウヌス・マツコイイ)</p> <p>090 ーーーその他のもの</p> <p>ーーその他のもの</p> <p>100 ーーーにしん (カルペア属のもの)、ぶり (セリオ ーラ属のもの)、さば (スコム ベル属のもの)、いわし (エトルメウ ス属、サルデインプス属又はエングラ ウリス属のもの)、あじ (トラクルス 属又はデカプテルス属のもの) 及びさ んま (コロラピス属のもの)</p>	K G
	K G	
	K G	
	K G	

		— — — — その他のもの	
	210	— — — — かじき (まかじき科のもの)	K G
	220	— — — — さけ科のもの	K G
	290	— — — — その他のもの	K G
		— その他のもの (冷凍したものに限る。)	
0304.91	000	— — — — めかじき (クスイフイアス・グラデザイン)	
		— — — — めろ (デザインステイクス属のもの)	K G
0304.92	000	— — — — テイラピア (オレオクロミス属のもの)	K G
0304.93	000	— — — — テイラピア (オレオクロミス属のもの)、 なまざ (パンガシウス属、シルルス属、 クラリアス属又はイクタルス属のもの)、 こい (キュプリナス・カルピオ、 カラシウス・カラシウス、クテノフテリ ユンゴドソ・イデルルス、ミュロフテリ ユンゴドソ・ピケウス及びヒュポフタル ミクテュス属又はキルリナス属のもの)	

0304.94	<p>、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロテイクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）</p> <p>—すけそうだら（テラグラ・カルコグラソ）</p>	K G
010	—すり身	K G
090	—その他のもの	K G
0304.95	<p>—さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルル一サ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（すけそうだら（テラグラ・カルコグラソ）を除く。）</p> <p>—たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）</p>	K G
110	—すり身	K G
190	—その他のもの	K G

0304.99	200	<p>--- その他のもの</p> <p>--- その他のもの</p> <p>--- にしん (カルペア属のもの)、ぶり (セリオウラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルゲイノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラピス属のもの)</p>	K G
	110	<p>--- にしん (カルペア属のもの)</p>	K G
	120	<p>--- ぶり (セリオウラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルゲイノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラピス属のもの)</p>	

	属のもの)	K G
	---その他のもの	
910	---バラクター (かます科又はくろたち かます科のもの)、キングクリツプ (ゲニユプテルス属のもの) 及びた い (たい科のもの)	K G
920	---さめ	K G
930	---ししやも	K G
	---その他のもの	
991	---くろまぐる (トウヌス・テイヌス 及びトウヌス・オリエンタリス)	K G
992	---ふぐ	K G
993	---いとより (すり身のものに限る。)	K G
994	---みなみまぐる (トウヌス・マツコ イイ)	K G

03.05	999	<p>— — — — — その他のもの</p> <p>魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに 限る。）、くん製した魚（くん製する前に又 はくん製する際に加熱による調理をしてある かないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール 及びペレット（食用に適するものに限る。 ）</p>	K G
0305.10	000	<p>— 魚の粉、ミール及びペレット（食用に適す るものに限る。）</p>	K G
0305.20	010	<p>— 魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製 し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。 ）</p>	K G
030	030	<p>— — しん（カルペア属のもの）の卵（こん ぶかずのこを除く。）</p> <p>— — さけ科のもの卵</p> <p>— — たら（ガドウス属、テラグラ属又はメル</p>	K G

		ルシウス属のもの)の卵及びこんぶかず のこ	
	020	— — — たら (ガドウス属、テラグラ属又はメ ルルシウス属のもの)の卵	K G
	040	— — — こんぶかずのこ	K G
	090	— — — その他のもの — 魚のフイレ (乾燥し、塩蔵し又は塩水漬け したものに限るものとし、くん製したもの を除く。)	K G
0305.31	000	— — — テイラピア (オレオクロミス属のもの) 、なまざ (パンガシウス属、シルルス属 、クラリアス属又はイクタルス属のも の)、こい (キユプリナス・カルピオ、 カラシウス・カラシウス、クテノフアリ ユンゴドソ・イデルルス、ミユロフアリ ユンゴドソ・ピケウス及びヒュポフタル	

0305.32	<p>ミクテュス属又はキルリヌス属のもの) うなぎ (アンダイルラ属のもの)、ナ イルパーチ (ラテス・ニロテイクス) 及 びらいぎよ (カンナ属のもの) — さいうお科、あしながだら科、たら科、 そこだら科、かわりひれだら科、メルル — サ科、ちこだら科又はうなぎだら科の もの</p>	K G
0305.39	<p>010 — たら (ガドウス属、テラグラ属又はメ ルルシウス属のもの) 090 — — その他のもの — — その他のもの 100 — — さけ科のもの — — その他のもの 210 — — — にしん (クルペア属のもの)、ぶり (セリオアラ属のもの)、さば (ス</p>	<p>K G K G K G</p>

	<p>コムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルダイノプス属又はエンゲラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コアラビス属のもの)</p>	<p>K G K G</p>
<p>290</p>	<p>— — — — その他のもの —くん製した魚(ファイルを含み、食用の魚のくず肉を除く。)</p>	
<p>0305.41</p>	<p>000 — — 太平洋さけ(オソコルヒュンクス・ネルカ、オソコルヒュンクス・ケタ、オソコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オソコルヒュンクス・キストク、オソコルヒュンクス・マソウ及びオソコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サ</p>	

0305.42	000	ラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ) ーにしん (カルピア・ハレングス及びクルピア・パラスイイ)	K G
0305.43	000	ーます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリンガステル)	K G
0305.44	000	ーテイラピア (オレオクロミス属のもの) 、なまざ (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタールス属のもの) 、こい (キユプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリユンゴドソ・イデルルス、ミュロフアリユンゴドソ・ピケウス及びヒュポフタル	K G

0305.49	010	<p>ミクテュス属又はキルリヌス属のもの) 、うなぎ (アンダイルラ属のもの)、ナ イルパーチ (ラテス・ニロテイクス) 及 びらいぎよ (カンナ属のもの)</p> <p>— その他のもの</p>	K G
0305.51	000	<p>— たら (ガドウス属、テラグラ属又はメ ルルシウス属のもの)</p> <p>— その他のもの</p> <p>— 乾燥した魚 (食用の魚のくず肉を除き、塩 蔵してあるかないかを問わないものとし、 くん製したものを除く。)</p> <p>— コット (ガドウス・モルア、ガドウス・ オガク及びガドウス・マクロケファルス)</p>	K G K G
0305.59	010	<p>— その他のもの</p> <p>— さけ科のもの</p>	K G

		<p>— — — その他のもの</p> <p>— — — にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラピス属のもの）</p>	
	090	<p>— — — その他のもの</p> <p>— 塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けた魚（食用の魚のくず肉を除く。）</p>	K G K G
0305.61	000	<p>— — にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）</p>	K G

0305.62	000	<p>——コツド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)</p>	K G
0305.63	000	<p>——かたくちいわし (エンゲラウリス属のもの)</p>	K G
0305.64	000	<p>——テイラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (キュプリナス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフテリユンゴドン・イデルルス、ミュロフテリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテユス属又はキルリナス属のもの)、うなぎ (アンダイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロテイクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)</p>	K G

0305.69	— その他のもの	K G
010	— さけ科のもの	
	— その他のもの	
091	— にしん (カルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメル ルシウス属のもの)、ぶり (セリオ ーラ属のもの)、さば (ヌコムベル 属のもの)、いわし (エトルメウス 属、サルダイノプス属又はエンガラ ウリス属のもの)、あじ (トラケル ス属又はデカプテルス属のもの) 及 びさんま (コロラピス属のもの)	K G
	— その他のもの	K G
	— 魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚 のくず肉	
0305.71	— ふかひれ	

010	— — — くん製したもの	K G
090	— — — その他のもの	K G
0305.72	— — 魚の頭、尾及び浮袋	
	— — — くん製したもの	
110	— — — 太平洋さけ (オソコルヒュンクス・ ネルカ、オソコルヒュンクス・ゴル ブスカ、オソコルヒュンクス・ケタ 、オソコルヒュンクス・トスカウイ トスカ、オソコルヒュンクス・キス トク、オソコルヒュンクス・マソウ 及びオソコルヒュンクス・ロヂュル ス)、大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)	K G
	— — — その他のもの	
191	— — — — にしん (カルペア・ハレングス及 びカルペア・パラスイイ)	K G

192	<p>-----たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)</p>	K G
199	<p>-----その他のもの -----乾燥したもの</p>	K G
210	<p>-----さけ科のもの -----その他のもの -----にしん (カルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオウラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルデインプス属又はエンングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラピス属のもの)</p>	K G

221	-----コット (ガドウス・モルア、ガ ドウス・オガク及びガドウス・ マクロケファルス)	K G
222	-----その他のもの	K G
229	-----その他のもの -----塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの	K G
310	-----さけ科のもの -----その他のもの -----にしん (カルペア・ハレンダス及 ビクルペア・パラスイイ)、コッ ト (ガドウス・モルア、ガドウス ・オガク及びガドウス・マクロケ フェルス) 及びかたくちいわし (エンダラウリス属のもの)	K G
321	-----にしん (カルペア・ハレンダス 及びクルペア・パラスイイ)	K G

322	<p>-----コツド (ガドウス・モルア、ガ ドウス・オガク及びガドウス・ マクロケファルス)</p>	K G
323	<p>-----かたくちいわし (エンゲラウリ ス属のもの) -----その他のもの</p>	K G
324	<p>-----にしん (カルペア属のもの)、 たら (ガドウス属、テラグラ属 又はマルルシウス属のもの)、 ぶり (セリオアラ属のもの)、 さば (スコムベル属のもの)、 いわし (エトルメウス属又はサ ルデインプス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテル ス属のもの) 及びさんま (コロ ラビス属のもの)</p>	K G

0305.79	329	----- その他のもの -- その他のもの --- くん製したもの	K G
	110	----- 太平洋さけ (オソコルヒュンクス・ネルカ、オソコルヒュンクス・ゴルズスカ、オソコルヒュンクス・ケタ、オソコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オソコルヒュンクス・キストク、オソコルヒュンクス・マソウ及びオソコルヒュンクス・ロデジュール)、大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)	K G
	191	----- その他のもの ----- にしん (カルペア・ハレングス及びカルペア・パラスイイ)	K G
	192	----- たら (ガドウス属、テラグラ属又	K G

199	<p>はメルルシウス属のもの)</p> <p>―――その他のもの</p> <p>――乾燥したもの</p>	K G
210	<p>―――さけ科のもの</p> <p>―――その他のもの</p> <p>―――にしん (カルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオウラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルゲイノプス属又はエンゲラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラピス属のもの)</p>	K G
221	<p>―――コッド (ガドウス・モルア、ガ</p>	

222	ドウス・オガク及びガドウス・ マクロケファルス)	K G
229	ــــــــــــــــــــــــその他のもの ــــــــــــــــــــــــその他のもの ــــــــ塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの	K G
310	ــــــــــــــــさけ科のもの ــــــــــــــــその他のもの ــــــــــــــــにしん (カルペア・ハレングス及 ビクルペア・パラスイイ)、コッ ト (ガドウス・モルア、ガドウス ・オガク及びガドウス・マクロケ ファルス) 及びかたくちいわし (エングラウリス属のもの)	K G
321	ــــــــــــــــにしん (カルペア・ハレングス 及びクルペア・パラスイイ)	K G
322	ــــــــــــــــコッ ト (ガドウス・モルア、ガ	K G

323	<p>ドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)</p> <p>-----かたくちいわし (エンゲラウリス属のもの)</p> <p>-----その他のもの</p>	K G
324	<p>-----にしん (カルペア属のもの)、</p> <p>たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、</p> <p>ぶり (セリオウラ属のもの)、</p> <p>さば (スコムベル属のもの)、</p> <p>いわし (エトルメウス属又はサルデインプス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)</p>	K G
329	<p>-----その他のもの</p>	K G

03.06

甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

— 冷凍したもの

— いせえびその他のいせえび科のえび（パリスルス属、パヌリスルス属又はヤヌス属のもの）

0306.11

	100	— — — くん製したものの	K G
	200	— — — その他のもの	K G
0306.12		— — — ロブスター（ホヤルス属のもの）	
	100	— — — くん製したものの	K G
	200	— — — その他のもの	K G
0306.14		— — — かに	
	100	— — — くん製したものの	K G
		— — — その他のもの	
	010	— — — たらばがに	K G
	020	— — — ザわいがに	K G
	030	— — — がざみ	K G
	040	— — — けがに	K G
	090	— — — その他のもの	K G
0306.15		— — — ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）	
	100	— — — くん製したものの	K G

	200	— — — その他のもの	K G
0306.16		— — — その他のもの	
		— — — その他のもの	
		— — — その他のもの	
	100	— — — くん製したもの	K G
	200	— — — その他のもの	K G
0306.17		— — — その他のシユリンピア及びブローン	
	100	— — — くん製したもの	K G
	200	— — — その他のもの	K G
0306.19		— — — その他のもの (甲殻類の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)) を含む。)	
		— — — えび	
	110	— — — — — くん製したもの	K G
	190	— — — — — その他のもの	K G
		— — — — — その他のもの	

	210	— — — — くん製したもの	K G
	290	— — — — その他のもの	K G
		— 冷凍してないもの	
0306. 21		— — いせえびその他のいせえび科のえび（パ リスルス属、パヌリスルス属又はヤンス属 のもの）	
	100	— — — 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵 したもの	K G
	500	— — — くん製したもの	K G
	200	— — — その他のもの	K G
0306. 22		— — ロズスター（ホヤルス属のもの）	
	100	— — — 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵 したもの	K G
	500	— — — くん製したもの	K G
	200	— — — その他のもの	K G
0306. 24		— — — かに	

		―――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵 したものの	
	110	―――たらばがに ―――ずわいがに	K G
	121	―――べにずわいがに	K G
	129	―――その他のもの	K G
	130	―――がざみ	K G
	140	―――けがに	K G
	150	―――もくずがに	K G
	190	―――その他のもの	K G
	500	―――くん製したもの	K G
	200	―――その他のもの	K G
0306.25		――ノルウエーロブスター（ネフロプス・ノ ルヴェギクス）	
	100	―――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵 したもの	K G

	200	――くん製したもの	K G
	300	――その他のもの	K G
0306.26		――コードウォーターシュリンプ及びコー ルドウォータープローン（クラシオン・ クラシオン及びパンダルス属のもの）	
		――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵 したもの	
	110	――生きているもの	K G
	190	――その他のもの	K G
	200	――くん製したもの	K G
	300	――その他のもの	K G
0306.27		――その他のシュリンプ及びプローン	
		――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵 したもの	
		――生きているもの	
	111	――養殖用又は放流用のもの（クルマ	

		エビ属のものに限る。)	K G
	119	―――その他のもの	K G
	190	―――その他のもの	K G
	200	―――くん製したもの	K G
	300	―――その他のもの	K G
0306.29		―――その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	
		―――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	120	―――えび	K G
	190	―――その他のもの	K G
		―――くん製したもの	
	510	―――えび	K G
	590	―――その他のもの	K G
		―――その他のもの	

	220	— — — — えび	K G
	290	— — — — その他のもの	K G
03.07		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
		— かき	
0307.11	000	— — 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの	K G
		たもの	
0307.19		— — その他のもの	
	100	— — — 冷凍したものの	K G

		— — — くん製したものの	
	210	— — — 貝柱	K G
	290	— — — その他のもの	K G
	300	— — — その他のもの	K G
		— スキャロップ（ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）	
0307.21	000	— — 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	K G
0307.29		— — その他のもの	
	100	— — — 冷凍したもの	K G
	500	— — — くん製したもの	K G
	200	— — — その他のもの	K G
		— い貝（ミユテイルス属又はペルナ属のもの）	
0307.31	000	— — 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	

0307.39	たもの	K G
	— その他のもの	
100	— — 冷凍したもの	K G
	— — — くん製したもの	
510	— — — 貝柱	K G
590	— — — その他のもの	K G
200	— — — その他のもの	K G
0307.41	— いか (セピア・オフイキナリス、ロシア・ マクロソヤ及びセピオラ属、オムヤストリ フエス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又は セピオテイウチス属のもの)	
	— 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し たもの	
010	— — もんごういか (セピア・オフイキナリ ス)	K G
090	— — — その他のもの	K G

0307.49		<ul style="list-style-type: none"> — その他のもの — 冷凍したもの 	
	110	<ul style="list-style-type: none"> — もんごういか (セピア・オフイキナリス) 	K G
	190	<ul style="list-style-type: none"> — その他のもの 	K G
	500	<ul style="list-style-type: none"> — くん製したもの — その他のもの 	K G
	210	<ul style="list-style-type: none"> — もんごういか (セピア・オフイキナリス) 	K G
	290	<ul style="list-style-type: none"> — その他のもの — たこ (オクトプス属のもの) 	K G
0307.51	000	<ul style="list-style-type: none"> — 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 	K G
0307.59		<ul style="list-style-type: none"> — その他のもの 	
	100	<ul style="list-style-type: none"> — 冷凍したもの 	K G
	500	<ul style="list-style-type: none"> — くん製したもの 	K G

0307.60	200	<ul style="list-style-type: none"> — — — その他のもの — かつむりその他の巻貝（海棲<small>せい</small>のものを除く。） 	K G
	100	<ul style="list-style-type: none"> — 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの 	K G
	500	<ul style="list-style-type: none"> — くん製したもの 	K G
	200	<ul style="list-style-type: none"> — その他のもの — クラム、コツクル及びアーケシエル（ふねがい科、アインランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまどいがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの） — 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 	K G
0307.71			

100	―――貝柱	K G
200	―――はまぐり	K G
	―――その他のもの	
310	―――赤貝（生きているものに限る。）	K G
320	―――あさり	K G
390	―――その他のもの	K G
	―――その他のもの	
	―――冷凍したもの	
0307.79		
110	―――貝柱	K G
120	―――はまぐり	K G
	―――その他のもの	
131	―――あさり	K G
139	―――その他のもの	K G
	―――くん製したもの	
210	―――貝柱	K G
290	―――その他のもの	K G

	— — — — — その他のもの	
310	— — — — — 貝柱	K G
320	— — — — — はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けした ものに限る。）	K G
	— — — — — その他のもの	
331	— — — — — はまぐり（乾燥したものに 限る。）	K G
	— — — — — その他のもの	
339	— — — — — はまぐり（ハリオテイス属のもの）	K G
	— — — — — その他のもの	
0307.81	000 — — — — — 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し たもの	K G
	— — — — — その他のもの	
0307.89	100 — — — — — 冷凍したもの	K G
	200 — — — — — くん製したもの	K G
	300 — — — — — その他のもの	K G
	— — — — — その他のもの（軟体動物の粉、ミール及び	

0307.91	ペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 010 ー貝柱 ーいか 021 ーもんごういか 029 ーその他のもの ーその他のもの 091 ースキヤロツプ（いたやがい科のもの） ーその他のもの 092 ーしじみ 099 ーその他のもの ーその他のもの ー冷凍したもの	K G	K G	K G
0307.99	ー冷凍したもの	K G	K G	K G

110	―――貝柱 ―――いか	K G
121	―――もんごういか	K G
129	―――その他のもの ―――その他のもの	K G
131	―――スキヤロツプ（いたやがい科のもの）	K G
132	―――その他のもの ―――しじみ	K G
139	―――その他のもの ―――くん製したもの	K G
210	―――いか、スキヤロツプ（いたやがい科のもの）及び貝柱	K G
290	―――その他のもの ―――その他のもの ―――いか（もんごういかを除く。）	K G

	キヤロツプ（いたやがい科のもの） 及び貝柱	
310	— — — — いか（もんごういかを除く。）	K G
320	— — — — スキヤロツプ（いたやがい科のもの）	K G
330	— — — — 貝柱	K G
	— — — — その他のもの	K G
391	— — — — もんごういか	K G
399	— — — — その他のもの	K G

輸入統計品目表第〇三・〇七項の次に次の一項を加える。

03.08	水棲 ^{せい} 無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲 ^{せい} 無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱に	
-------	---	--

0308.11	<p>よる調理をしてあるかないかを問わない。)並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）</p> <p>—なまこ（スライコプス・ヤボニクス及びなまこ綱のもの）</p> <p>—生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>100 —生きているもの</p> <p>200 —その他のもの</p>	K G
0308.19	<p>—その他のもの</p> <p>100 —くん製したもの</p> <p>—その他のもの</p> <p>210 —冷凍したもの</p> <p>290 —その他のもの</p> <p>—うに（パラケントロトウス・リザイドウス</p>	K G
		K G
		K G

0308.21	<ul style="list-style-type: none"> 100 200 	<ul style="list-style-type: none"> — ロクセキヌス・アルブス、エキキヌス・エスケレントウス及びストロシギユロケン トロトウス属のもの) — 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵した もの 	K G
0308.29	<ul style="list-style-type: none"> 100 200 	<ul style="list-style-type: none"> — 生きているもの — その他のもの 	K G
0308.30	<ul style="list-style-type: none"> 100 200 	<ul style="list-style-type: none"> — 生きているもの — くん製したもの — その他のもの — 冷凍したもの — その他のもの — くらげ（ロピレヤ属のもの） 	K G

	0308.90			
310	— — — 生鮮のもの及び冷蔵したもの			K G
320	— — — 冷凍したもの			K G
390	— — — その他のもの			K G
	— その他のもの			
	— 生きているもの			
110	— — — うに			K G
190	— — — その他のもの			K G
	— — 生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍した もの			
	— — — 生鮮のもの及び冷蔵したもの			
211	— — — うに			K G
212	— — — くらげ			K G
219	— — — その他のもの			K G
	— — — 冷凍したもの			
291	— — — — うに			K G
292	— — — — くらげ			K G

299	— — — — — その他のもの	K G
300	— — — — — くん製したもの	K G
	— — — — — その他のもの	
	— — — — — うに及びくらげ	
411	— — — — — うに	K G
412	— — — — — くらげ	K G
420	— — — — — その他のもの	K G

輸入統計品目表第〇四・〇一頁中

0401.30	— 脂肪分が全重量の6%を超えるもの — — 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の13%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。） — — — 脂肪分が全重量の45%以下のもの — — — — — その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	K G
---------	--	-----

	119	— — — — — その他のもの	K G
		— — — — — その他のもの	
	121	— — — — — その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	K G
	129	— — — — — その他のもの	K G
	200	— — — — — その他のもの	K G

「	0401.40	— 脂肪分が全重量の6%を超え10%以下のもの	
		— — 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	
	110	— — — — — その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	K G
	190	— — — — — その他のもの	K G
	200	— — — — — その他のもの	K G
	0401.50	— 脂肪分が全重量の10%を超えるもの	
		— — 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理を	

	したものと及び脂肪分が全重量の13%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
	——脂肪分が全重量の45%以下のもの	
111	———その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	K G
119	———その他のもの	K G
	———その他のもの	
121	———その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	K G
129	———その他のもの	K G
200	———その他のもの	K G

改める。

輸入統計品目表第〇四・〇七項を次のように改める。

04.07	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。	
-------	--	--

)		
		— 孵化用の受精卵		
0407.11	000	— 鶏 (ガールス・ドメステイクス) のもの	K G	
0407.19	000	— その他のもの	K G	
		— その他の卵 (生鮮のものに限る。)		
0407.21	000	— 鶏 (ガールス・ドメステイクス) のもの	K G	
0407.29	000	— その他のもの	K G	
0407.90		— その他のもの		
	100	— 冷凍したもの	K G	
	200	— その他のもの	K G	

輸入統計品目表第〇六・〇三項中

「	0603.19		— その他のもの			
		010	— ユリ属のもの	K G		を
		090	— その他のもの	K G		」

「	0603.15	000	— ゆり (リリウム属のもの)	K G		
	0603.19	000	— その他のもの	K G		」

		—その他のもの	
0709.91	000	—アーライチョコレート	K G
0709.92	000	—オリーブ	K G
0709.93	000	—かぼちや類（ククルビタ属のもの）	K G
0709.99		—その他のもの	
	100	—スイートコーン	K G
	200	—その他のもの	K G

改める。

輸入統計品目表第〇七一三・三三号の次に次の二号を加える。

0713.34		—バンブラ豆（ヴァイグナ・スブテルラネア 又はヴォアソドゼイア・スブテルラネア ）	
	100	—薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進 のための処理）により専ら播種用 ^は に適 するようにしたもの	K G
		—その他のもの	

210	<ul style="list-style-type: none"> — — — — 播種用のもの（野菜栽培用のものに 限る。）である旨が政令で定めると ころにより証明されたもの 	K G
291	<ul style="list-style-type: none"> — — — — その他のもの 	M T
299	<ul style="list-style-type: none"> — — — — 共通の限度数量以内のもの 	M T
100	<ul style="list-style-type: none"> — — ささげ（ダイダイナ・ウンダイクラタ） — — — — 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進 のための処理）により専ら播種用に適 するようにしたもの 	K G
210	<ul style="list-style-type: none"> — — — — その他のもの — — — — 播種用のもの（野菜栽培用のものに 限る。）である旨が政令で定めると ころにより証明されたもの 	K G
291	<ul style="list-style-type: none"> — — — — その他のもの — — — — 共通の限度数量以内のもの 	M T

0713.35

— 299 — — — — — その他のもの — MT —

輸入統計品目表第〇七一三・五〇号の次に次の一号を加える。

0713.60	100	— ぎ豆 (カヤマス・カヤン) — 薬品処理 (例えば、殺菌又は発芽促進のための処理) により専ら播種用 ^は に適合するようにしたもの — その他のもの	KG
	210	— 播種用 ^は のもの (野菜栽培用のものに限る。) である旨が政令で定めるところにより証明されたもの — その他のもの	KG
	291	— 共通の限度数量以内のもの	MT
	299	— その他のもの	MT

輸入統計品目表第〇七一四・二〇号の次に次の三号を加える。

0714.30	100	— ヤム芋 (ダイオスコリア属のもの) — 冷凍したもの	KG
---------	-----	---------------------------------	----

	200	—その他のもの	K G
0714.40		—ざといも（コロカシア属のもの）	
	100	—冷凍したもの	K G
	200	—その他のもの	K G
0714.50		—アメリカざといも（クサントシア属のもの）	
	100	—冷凍したもの	K G
	200	—その他のもの	K G

輸入統計品目表第七一四・九〇号を次のように改める。

0714.90		—その他のもの	
	100	—冷凍したもの	K G
	200	—その他のもの	K G

輸入統計品目表第八〇一・一号の次に次の一号を加える。

0801.12	000	—内果皮付きのもの	K G
---------	-----	-----------	-----

輸入統計品目表第八・〇二項中

0802.40	000	—くり（カスターニア属のもの）	K G
---------	-----	-----------------	-----

0802.50	000	—ピスタチオナット	K G
0802.60	000	—マカダミアナット	K G
0802.90		—その他のもの	
	100	——びんろう子	K G
	300	——ペカン	K G
	900	——その他のもの	K G

を

「			
0802.41	000	—くり (カスターニア属のもの)	
		——殻付きのもの	K G
0802.42	000	——殻を除いたもの	K G
		—ピスタチオナット	
0802.51	000	——殻付きのもの	K G
0802.52	000	——殻を除いたもの	K G
		—マカダミアナット	
0802.61	000	——殻付きのもの	K G
0802.62	000	——殻を除いたもの	K G
0802.70	000	—コーラナット (コラ属のもの)	K G
」			

を

0802.80	000	—びんろう子	K G
0802.90		—その他のもの	
	300	——ペカン	K G
	900	——その他のもの	K G

改める。

輸入統計品目表第〇八・〇三項を次のように改める。

08.03		バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
0803.10		—プランテイン	
	100	——生鮮のもの	K G
	200	——乾燥したもの	K G
0803.90		—その他のもの	
	100	——生鮮のもの	K G
	200	——乾燥したもの	K G

輸入統計品目表第〇八・〇八項を次のように改める。

08.08		りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る）	
-------	--	-----------------------	--

0808.10	000	—ウランジ	KG
0808.30	000	—糖	KG
0808.40	000	—アルメロ	KG

輸入統計品目表第〇八・〇九項中

「	0809.20	000	—さくらんぼ	KG	」を
「	0809.21	000	—サクラんぼ	KG	」に
	0809.29	000	—その他のもの	KG	」

改める。

輸入統計品目表第〇八一〇・二〇号の次に次の一号を加える。

0810.30	000	—グラフィックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグレーベリカー	KG
---------	-----	--	----

輸入統計品目表第〇八一〇・四〇号中「スギキリナム」を「ヴァンキリナム」に改め、同表第〇八

一〇・六〇号の次に次の一号を加える。

0810.70	000	—糖	KG
---------	-----	----	----

輸入統計品目表第〇八一〇・九〇号を次のように改める。

0810.90	—その他のもの	
210	—ランブータン、パッションフルーツ、 イチ及びじれんし	K G
290	—その他のもの	K G

輸入統計品目表第〇八一・一項目及び第〇八一・一二項を次のように改める。

08.11	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの 及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限 るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあ るかないかを問わない。）	
0811.10	—ストロベリー	
100	—砂糖を加えたもの	K G
200	—その他のもの	K G
0811.20	—ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ロ ーガンベリー、ブラックカラント、ホワ イトカラント、レッドカラント及びグ	

	ーズベリー	
100	ー 砂糖を加えたもの	K G
200	ー その他のもの	K G
0811.90	ー その他のもの	
	ー 砂糖を加えたもの	
110	ー ーパイナップル	K G
130	ー ーベリー	K G
140	ー ーサワーチェリー (プルナス・ケラヌス)	K G
150	ー ー桃及び梨	K G
	ー ーその他のもの	
120	ー ーパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビルンビ、チヤンペダ、ナンカ、パンの実、ラングータン、ジヤンボ、レンゾ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーア	

	<p>ツプル、マンゴウ、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサツプ及びレイシ</p>	K G	
190	<p>―――その他のもの ―――その他のもの</p>	K G	
210	<p>――パイサツプル</p>	K G	
220	<p>――パイヤ、ホポー、アボカドー、グアバ、トリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランズータン、ジヤンボ、レンズ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴウ、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサツプ及びレイシ</p>	K G	<p>――桃、梨及びベリー</p>

	230	―――ベリー	K G
	240	―――桃及び梨	K G
		―――その他のもの	
	280	―――カムカム	K G
	290	―――その他のもの	K G
08.12		一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	
	0812.10	――さくらんぼ	K G
	0812.90	――その他のもの	
	100	――バナナ	K G
	200	――オレンジ	K G
	300	――グレープフルーツ（ポメロを含む。）	K G
		――その他のもの	

410	ー ー ー レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	K G
430	ー ー ー くり（カスターア属のもの） ー ー ー その他のもの	K G
420	ー ー ー パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チヤンペダ、ナンカ、パンの実、ラングータン、ジヤンボ、レンヅ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サウーサツプ及びレイシ	K G
440	ー ー ー ー マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン	K G

		、ウイルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種			
	490	— — — — — その他のもの			

輸入統計品目表第〇八一三・五〇号中「ペリ」の下に「カヌタヤ属のもの」を、 「ピスタチオナット」の下に「、ローラナット（コラ属のもの）」を加え、 「びんろう子を除く。」を削る。

輸入統計品目表第〇九・〇四頁中

「	0904. 20	— とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）			
	100	— 小売用の容器入りしたもの			
		— その他のもの			を
	210	— — 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの			
	220	— — 破碎し又は粉碎したもの			」
「	0904. 21	— とうがらし属又はピメンタ属の果実			
		— 乾燥したもの（破碎及び粉碎のいずれもしてないものに限る。）			

	100	— — — 小売用の容器入りにしたもの	K G
	200	— — — その他のもの	K G
0904.22		— — 破砕し又は粉砕したものの	
	100	— — — 小売用の容器入りにしたもの	K G
	200	— — — その他のもの	K G

改める。

輸入統計品目表第〇九・〇五項を次のように改める。

09.05		バナラ豆	
0905.10	000	— 破砕及び粉砕のいずれもしていないもの	K G
0905.20	000	— 破砕し又は粉砕したものの	K G

輸入統計品目表第〇九・〇七項から第〇九・一〇項までを次のように改める。

09.07		丁子（果実、花及び花梗に限る。）	
0907.10	100	— 破砕及び粉砕のいずれもしていないもの	K G
	100	— — 小売用の容器入りにしたもの	K G
	200	— — その他のもの	K G
0907.20		— 破砕し又は粉砕したものの	

	100	— 小売用の容器入りにしたもの	K G
	200	— その他のもの	K G
09.08		肉ざく、肉ざく花及びカルダモン類	
		— 肉ざく	
0908.11		— 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	
	100	— 小売用の容器入りにしたもの	K G
	200	— その他のもの	K G
0908.12		— 破碎し又は粉碎したもの	
	100	— 小売用の容器入りにしたもの	K G
	200	— その他のもの	K G
		— 肉ざく花	
0908.21		— 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	
	100	— 小売用の容器入りにしたもの	K G
	200	— その他のもの	K G
0908.22		— 破碎し又は粉碎したもの	
	100	— 小売用の容器入りにしたもの	K G

	200	<ul style="list-style-type: none"> — — — その他のもの — カルダモン類 	K G
0908.31	100	— — 破碎及び粉砕のいずれもしてないもの	
	100	— — — 小売用の容器入りにしたもの	K G
	200	— — — その他のもの	K G
0908.32		— — 破碎し又は粉砕したもの	
	100	— — — 小売用の容器入りにしたもの	K G
	200	— — — その他のもの	K G
09.09		アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	
		— コリアンダーの種	
0909.21		— — 破碎及び粉砕のいずれもしてないもの	
	100	— — — 小売用の容器入りにしたもの	K G
	200	— — — その他のもの	K G
0909.22		— — 破碎し又は粉砕したもの	

	100	— — — 小売用の容器入りにしたもの	K G
	200	— — — その他のもの	K G
		— クミンの種	
0909.31		— 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	
	100	— — — 小売用の容器入りにしたもの	K G
	200	— — — その他のもの	K G
0909.32		— 破砕し又は粉砕したもの	
	100	— — — 小売用の容器入りにしたもの	K G
	200	— — — その他のもの	K G
		— アニス、大ういきよう、カラウエイ又はう いきようの種及びジュニパー	
0909.61		— 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	
	100	— — — 小売用の容器入りにしたもの	K G
	200	— — — その他のもの	K G
0909.62		— 破砕し又は粉砕したもの	
	100	— — — 小売用の容器入りにしたもの	K G

09.10	200	<ul style="list-style-type: none"> — — — その他のもの ししょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料 — ししょうが 	K G
0910.11	100	<ul style="list-style-type: none"> — — 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの — — — 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により — 一時的な保存に適する処理をしたもの — — — その他のもの — — — — 小売用の容器入りにしたもの — — — — その他のもの — — — — 生鮮のもの — — — — — その他のもの — — 破碎し又は粉碎したもの — — — 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により — 一時的な保存に適する処理をしたもの 	K G
0910.12	100	<ul style="list-style-type: none"> — — — 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により — 一時的な保存に適する処理をしたもの 	K G

	たもの	K G
	— — — — — その他のもの	
	— — — — — 小売用の容器入りにしたもの	K G
210	— — — — — その他のもの	
291	— — — — — 生鮮のもの	K G
299	— — — — — その他のもの	K G
	— サフラン	
0910.20		
100	— — 小売用の容器入りにしたもの	K G
	— — — — — その他のもの	
210	— — — — — 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	K G
220	— — — — — 破砕し又は粉砕したもの	K G
	— うこん	
0910.30		
100	— — 小売用の容器入りにしたもの	K G
	— — — — — その他のもの	
210	— — — — — 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	K G
220	— — — — — 破砕し又は粉砕したもの	K G

0910.91	—その他の香辛料	—この類の注1の混合物	K G
110	—カレー	—その他のもの	K G
210	—小売用の容器入りにしたもの	—その他のもの	K G
290	—その他のもの	—小売用の容器入りにしたもの	K G
0910.99	—月けい樹の葉及びタイム	—その他のもの	K G
911	—その他のもの	—月けい樹の葉及びタイム	K G
919	—破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	—その他のもの	K G
991	—破砕し又は粉砕したもの	—その他のもの	K G
992	—破砕し又は粉砕したもの	—その他のもの	K G

993	----- 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	K G
994	----- 破碎し又は粉碎したもの	K G

輸入統計品目表第一〇・〇一頁から第一〇・〇四頁までを次のように改める。

10.01	小麦及びマスリン	
	— デュラム小麦	
1001.11	— 播種用のもの	
010	— — 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT

1001.19	090	<ul style="list-style-type: none"> — — — その他のもの — — — その他のもの 	MT
1001.91	010	<ul style="list-style-type: none"> — — — 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 	MT
	090	<ul style="list-style-type: none"> — — — その他のもの — — — その他のもの — — — 播種用のもの — — — 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入 	MT

		<p>するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	
	011	<p>―――マスリン</p>	MT
	019	<p>―――その他のもの</p> <p>―――その他のもの</p>	MT
	091	<p>―――マスリン</p>	MT
	099	<p>―――その他のもの</p> <p>―――その他のもの</p> <p>―――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連</p>	MT
1001.99			

10.02	099	ライ麦	MT
	096	―――飼料用のもの	MT
	091	―――その他のもの	MT
	019	―――その他のもの	MT
	016	―――飼料用のもの	MT
	011	―――その他のもの	MT
	011	名による申込みに応じて行う政府の買 入れ及び売渡しに係る麦等として輸入 されるもの並びに同法第45条第1項第 3号に規定する政令で定める麦等のう ち政令で定めるところにより農林水産 大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT
	011	―――メスリン	MT
	019	―――その他のもの	MT
	016	―――飼料用のもの	MT
	019	―――その他のもの	MT
	019	―――その他のもの	MT
	091	―――メスリン	MT
	096	―――その他のもの	MT
	096	―――飼料用のもの	MT
	099	―――その他のもの	MT

1002.10	010	<p>— 播種用のもの</p> <p>— 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの</p>	MT MT
	020	— その他のもの	MT
1002.90		— その他のもの	
	010	— 飼料用のもの	MT
	090	— その他のもの	MT
10.03		大麦及び裸麦	
1003.10		— 播種用のもの	
	010	<p>— 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に 関する法律第42条の規定により輸入する もの、同法第43条の規定による連名によ る申込みに応じて行う政府の買入れ及び 売渡しに係る麦等として輸入されるもの 並びに同法第45条第1項第3号に規定す</p>	

1003.90	<p data-bbox="1209 622 1417 1406">る政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p data-bbox="1134 398 1173 472">090</p> <p data-bbox="1134 539 1173 875">— その他のもの</p> <p data-bbox="1056 539 1094 831">— その他のもの</p> <p data-bbox="360 539 1018 1406">— 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	M T
011	— 飼料用のもの	M T
019	— その他のもの	M T

		— その他のもの	
	091	— 飼料用のもの	MT
	099	— その他のもの	MT
10.04		オート	
1004.10		— 播種用のもの	
	010	— 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	MT
	090	— その他のもの	MT
1004.90	000	— その他のもの	MT

輸入統計品目表第一〇・〇七項及び第一〇・〇八項を次のように改める。

10.07		グレーンソルガム	
1007.10		— 播種用のもの	
	010	— 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	MT

	020	— その他のもの	MT
1007.90		— その他のもの	
	010	— 飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）	MT
	090	— その他のもの	MT
10.08		そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	
1008.10		— そば	
	010	— 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 ^は に適するようにしたもの	MT
	090	— その他のもの	MT
		— ミレット	
1008.21	000	— 播種用 ^は のもの	MT
1008.29	000	— その他のもの	MT
1008.30	000	— カナリーシード	MT

1008.40	100	<p>— フオニオ（ダイギタリア属のもの）</p> <p>— 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適するようにしたもの</p>	MT
	200	<p>— その他のもの</p>	MT
1008.50	100	<p>— キヌア（ケノポダイウム・クイノア）</p> <p>— 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適するようにしたもの</p>	MT
	200	<p>— その他のもの</p>	MT
1008.60	100	<p>— ライ小麦</p> <p>— 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適するようにしたもの</p>	MT
	210	<p>— その他のもの</p> <p>— 政府が主要食糧の需給及び価格の安定</p>	MT

		<p>に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>MT MT</p>
	290	<p>— — その他のもの</p>	<p>MT MT</p>
	1008.90	<p>— その他の穀物</p>	
	010	<p>— 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適するようにしたもの</p>	<p>MT MT</p>
	090	<p>— その他のもの</p>	<p>MT</p>

輸入統計品目表第一一〇二・一〇号を削る。

輸入統計品目表第一一〇二・九〇号中

「	900	—	—	その他のもの	MT	」	を
「		—	—	その他のもの			
	410	—	—	ライ麦粉	MT		に
	490	—	—	その他のもの	MT	」	

改める。

輸入統計品目表第一二・〇一項及び第一二・〇二項を次のように改める。

12. 01				大豆（割つてあるかないかを問わない。）			
1201. 10				— ^は 播種用のもの			
	010			— 黄白色系のもの	MT		
	090			— その他のもの	MT		
1201. 90				— その他のもの			
	010			— 黄白色系のもの	MT		
	090			— その他のもの	MT		
12. 02				落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを			

1202. 30	<p>問わない。))</p> <p>— 播^は種用のもの</p> <p>— 関税割当制度による数量 (以下この項において「共通の限度数量」という。) 以内のもの</p>	
011	<p>— 穀付きのもの</p>	MT
019	<p>— 穀を除いたもの (割つてあるかないかを問わない。)</p> <p>— その他のもの</p>	MT
091	<p>— 穀付きのもの</p>	MT
099	<p>— 穀を除いたもの (割つてあるかないかを問わない。)</p> <p>— その他のもの</p>	MT
1202. 41	<p>— 穀付きのもの</p> <p>— 採油用のもの (税関の監督の下で採油の原料として使用するものに限る。)</p>	
010		

)		MT
		— — — — — 其他のもの		
	091	— — — — — 共通の限度数量以内のもの		MT
	099	— — — — — 其他のもの		MT
1202.42		— 一般を除いたもの (割つてあるかないかを問わない。)		
	010	— — — — — 採油用のもの (税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。)		MT
		— — — — — 其他のもの		
	091	— — — — — 共通の限度数量以内のもの		MT
	099	— — — — — 其他のもの		MT

輸入統計品目表第一二・〇七項中

「	1207.20	000	— 綿実	MT	」
「	1207.10	000	— 油やしの実及びパーラム核 — 綿実	MT	

1207.21	000	— 播種用のもの	MT	に
1207.29	000	— その他のもの	MT	
1207.30	000	— ひまの種	MT	

改め、同表第一二〇七・五〇号の次に次の二号を加える。

1207.60	000	— サフラワー（カルタムス・ラインクトラウス）の種	MT
1207.70	000	— メロン <small>の種</small>	MT

輸入統計品目表第一二〇七・九九号を次のように改める。

1207.99	—	— その他のもの	MT
	010	— 大麻 <small>の種</small>	MT
	090	— その他のもの	MT

輸入統計品目表第一二・一二項を次のように改める。

12.12		海草その他の藻類、ローカストビーンズ、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限りものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主	
-------	--	---	--

1212.21	<p>として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュズ変種サテイズム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>— 海藻その他の藻類</p> <p>— 食用に適するもの</p>	T H	K G
100	<p>— — 長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの</p> <p>— — あまのり属のもの及びこれを交えたもの（この号の100に掲げるものを除く。）</p>	K G	K G
310	<p>— — — — その他のもの</p> <p>— — — — ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）</p>	K G	K G

	<p>-----わかめ（ウンダリア・ピシナテイク イダ）</p>	
321	<p>-----乾燥したもの -----その他のもの</p>	K G
322	<p>-----常温保存のもの</p>	K G
329	<p>-----その他のもの</p>	K G
390	<p>-----その他のもの</p>	K G
1212.29	<p>-----その他のもの -----ふのり属、あまのり属、あおのり属、 ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこ んぶ属のもの</p>	
110	<p>-----ふのり属のもの</p>	K G
190	<p>-----その他のもの -----その他のもの -----てんぐさその他の寒天製造用の海藻</p>	K G
211	<p>-----てんぐさ科のもの</p>	K G

	219	— — — — — その他のもの	K G
	290	— — — — — その他のもの	K G
		— その他のもの	
1212. 91	000	— — てん菜	K G
1212. 92	000	— — ローカストビーン (キヤロヅ)	K G
1212. 93	000	— — さとうきび	K G
1212. 94	000	— — チョリーの根	K G
1212. 99		— — その他のもの	
		— — — — — こんにやく芋 (アモルフオファルス) (切り、乾燥し又は粉状にしたもので あるかないかを問わない。)	
	110	— — — — — 関税割当制度による数量以内のもの	K G
	190	— — — — — その他のもの	K G
		— — — — — その他のもの	
	910	— — — — — あんず、桃 (ネクタリンを含む。 又はプラムの核及び仁)	K G

輸入統計品目表第一五・〇一項及び第一五・〇二項を次のように改める。

	990	— — — — — その他のもの		K G
15. 01		豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第02 . 09項又は第15. 03項のものを除く。）		
1501. 10		— ラード		
	100	— 酸価が1. 3を超えるもの		K G
	200	— その他のもの		K G
1501. 20		— その他の豚脂		
	100	— 酸価が1. 3を超えるもの		K G
	200	— その他のもの		K G
1501. 90		— その他のもの		K G
15. 02		牛、羊又はやぎの脂肪（第15. 03項のものを 除く。）		
1502. 10		— タロー		
		— 牛脂		
	011	— — 飼料用のもの		K G

輸入統計品目表第一六・〇四項中

「	1604.19		—	—	その他のもの			
		010	—	—	うなぎ		K G	を
		020	—	—	節類		K G	
		090	—	—	その他のもの		K G	
」								

「	1604.17	000	—	—	うなぎ		K G	を
	1604.19		—	—	その他のもの			
		020	—	—	節類		K G	
		090	—	—	その他のもの		K G	
」								

「	1604.30		—	—	キャビア及びその代用物			を
		010	—	—	イクラ		K G	
		090	—	—	その他のもの		K G	
		」						

「	1604.31		—	—	キャビア及びその代用物			を
		000	—	—	キャビア		K G	
」								

1604.32	—	キヤビア代用物	
	010	— イクラ	K G
	090	— その他のもの	K G

改める。

輸入統計品目表第一六・〇五項を次のように改める。

16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	
1605.10	—	かに	
	010	— 気密容器入りのもの	K G
		— その他のもの	
	021	— 米を含むもの	K G
	029	— その他のもの	K G
		— シュリンプ及びプローン	
		— 気密容器入りでないもの	
1605.21		— 単に水若しくは塩水で煮又はその後	

	冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし 若しくは乾燥したもの	
011	―――単に水若しくは塩水で煮又はその後 に冷蔵し又は冷凍したもの	K G K G
019	―――その他のもの	K G
021	―――その他のもの	K G
021	―――米を含むもの	K G
029	―――その他のもの	K G
029	―――その他のもの	K G
1605.29	―――単に水若しくは塩水で煮又はその後 に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし 若しくは乾燥したもの	
011	―――単に水若しくは塩水で煮又はその後 に冷蔵し又は冷凍したもの	K G K G
019	―――その他のもの	K G
019	―――その他のもの	K G

1605.30	021	— — — — 米を含むもの	K G	
	029	— — — — その他のもの		K G
		— ロズスター		
1605.40	010	— — 単に水若しくは塩水で煮又はその後	K G	
		に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの		
	020	— — その他のもの	K G	
		— その他の甲殻類	K G	
		— — えび		
	011	— — 単に水若しくは塩水で煮又はその後		
1605.51	012	に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	K G	
		— — — — その他のもの	K G	
	200	— — その他のもの	K G	
		— 軟体動物		
		— — かき		

	010	— — — 気密容器入りのもの	K G
	090	— — — その他のもの	K G
1605.52	000	— — スキヤロツプ (いたや貝を含む。)	K G
1605.53		— — 貝	
	010	— — — 気密容器入りのもの	K G
	090	— — — その他のもの	K G
1605.54		— — いか	
		— — — 気密容器入りのもの	
	011	— — — 米を含むもの	K G
	019	— — — その他のもの	K G
		— — — その他のもの	
	091	— — — 米を含むもの	K G
	099	— — — その他のもの	K G
1605.55		— — たこ	
	010	— — — 気密容器入りのもの	K G
	090	— — — その他のもの	K G

1605.56		— クラム、ヨツクル及びアークシエル	
	010	— 気密容器入りのもの	K G
	090	— その他のもの	K G
1605.57	000	— あわび	K G
1605.58		— かつむりその他の巻貝（海棲 <small>せい</small> のものを除く。）	
	010	— 気密容器入りのもの	K G
	090	— その他のもの	K G
1605.59		— その他のもの	
		— いか	
		— 気密容器入りのもの	
	111	— 米を含むもの	K G
	119	— その他のもの	K G
		— その他のもの	
	191	— 米を含むもの	K G
	199	— その他のもの	K G

輸入統計品目表第一七類の号注1中「第1701.11号及び第1701.12号」を「第1701.12号、第1701.13号及び第1701.14号」に改め、同号注に次のように加える。

2 第1701.13号の物品には、分蜜をすることなく得た甘しや糖で、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで69度以上93度未満に相当するもののみを含む。この物品は、糖蜜その他のさとうきびの組成分から成る残留物に取り囲まれたもので、肉眼により判別できない天然の他形の微結晶（不規則な形のものに限る。）のみを有するものである。

輸入統計品目表第一七〇一・一一号を削り、同表第一七〇一・一二号の次に次の二号を加える。

1701.13	000	—この類の号注2の甘しや糖	MT
1701.14		—その他の甘しや糖	
		—乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度未満に相当するもの	
	110	—分蜜糖	MT
	190	—その他のもの	MT
	200	—その他のもの	MT

輸入統計品目表第一七〇二・九〇号中「分みし罐」を「分臈罐」に改める。

輸入統計品目表第二〇〇三・二〇号を削り、同表第二〇〇三・九〇号を次のように改める。

2003. 90			
—	—	—	
—	—	—	
010	—	—	
	—	—	
	—	—	
020	—	—	
—	—	—	
100	—	—	
—	—	—	
210	—	—	
	—	—	
	—	—	
220	—	—	
—	—	—	

輸入統計品目表第二〇〇八・一一号中「いつた」を「蒸つた」に改め、同表第二〇〇八・一九号を

次のように改める。

2008.19			
110	— — — — — その他のもの (混合したものを含む。) — — — — — 砂糖を加えたもの — — — — — パルプ状のもの — — — — — その他のもの — — — — — カシューナッツ及びその他の煎つたナッツ		K G
191	— — — — — カシューナッツ		K G
192	— — — — — その他のもの — — — — — その他のもの		K G
193	— — — — — くり (気密容器入りのもので、 容器とも1個の重量が10キログラム以下のものに限るものと し、煎つたものを除く。)		K G
199	— — — — — その他のもの — — — — — その他のもの		K G

211	<p>-----パルプ状のもの</p> <p>-----カシューナッツ（煎つたものを除く。）</p>	K G
219	<p>-----その他のもの</p> <p>-----その他のもの</p> <p>-----アーモンド（煎つたものに限る。）及びマカダミアナッツ（煎つたものを除く。）</p>	K G
227	<p>-----マカダミアナッツ（煎つたものを除く。）</p>	K G
222	<p>-----アーモンド（煎つたものに限る。）</p> <p>-----マカダミアナッツ（煎つたものに限る。）及びペカン（煎つたものに限る。）</p>	K G
221	<p>-----マカダミアナッツ（煎つたもの</p>	

223	に 限 る 。)	K G
223	— — — — — ペカシ (煎つたものに限る。)	K G
224	— — — — — ココヤシの実、ブラジルナツト、 ユーナツト及びぎんなん	
224	— — — — — ココヤシの実、ブラジルナツト 、パラダイスナツト及びヘーゼ ルナツト	K G
225	— — — — — カシユーナツト	K G
226	— — — — — ぎんなん	K G
228	— — — — — その他のもの	K G
228	— — — — — 煎つたもの	K G
229	— — — — — その他のもの	K G

輸入統計品目表第二〇・〇八項中

2008. 92	— — 混合したもの	
----------	------------	--

	ー ー ー ミックスドフルーツ、フルーツサラダ 及びフルーツカクテル	
110	ー ー ー 砂糖を加えたもの	K G
120	ー ー ー その他のもの	K G
	ー ー ー その他のもの	
	ー ー ー 砂糖を加えたもの	
211	ー ー ー パルプ状のもの	K G
219	ー ー ー その他のもの	K G
	ー ー ー その他のもの	
221	ー ー ー パルプ状のもの	K G
229	ー ー ー その他のもの	K G

」

「	2008.93	
	ー クランベリー（ヴァキニウム・マクロカ ルポン、ヴァキニウム・オクシコクス及 ビヴァキニウム・ヴァイテイスダイア）	
	ー ー ー 砂糖を加えたもの	
	ー ー ー パルプ状のもの	K G

2008.97

120	— — — — — その他のもの	K G
	— — — — — その他のもの	
210	— — — — — パルプ状のもの	K G
220	— — — — — その他のもの	K G
	— — — — — 混合したもの	
	— — — — — ミックスドフルーツ、フルーツサラダ 及びフルーツカクテル	
110	— — — — — 砂糖を加えたもの	K G
120	— — — — — その他のもの	K G
	— — — — — その他のもの	
	— — — — — 砂糖を加えたもの	
211	— — — — — パルプ状のもの	K G
219	— — — — — その他のもの	K G
	— — — — — その他のもの	
221	— — — — — パルプ状のもの	K G
229	— — — — — その他のもの	K G

改め、同表第二〇〇八・九九号を次のように改める。

2008.99		
100	— — — — — その他のもの — — — — — 梅 — — — — — その他のもの — — — — — 砂糖を加えたもの — — — — — パルプ状のもの	K G
211	— — — — — バナナ及びアボカド	K G
215	— — — — — その他のもの — — — — — その他のもの	K G
212	— — — — — ベリー及びプルーン — — — — — バナナ、アボカド、マンゴ 、グアバ及びマンゴスチン	K G
213	— — — — — 気密容器入りのもの	K G
214	— — — — — その他のもの — — — — — その他のもの	K G
216	— — — — — ドリアン、ラングエタン、パ	

	ツシヨシフルーツ、レイシ及 びごれんし	K G
219	— — — — — その他のもの — — — — — その他のもの — — — — — パルプ状のもの — — — — — バナナ、アボカドー及びプルー ン	K G
221	— — — — — バナナ及びアボカドー	K G
222	— — — — — プルーシ	K G
	— — — — — その他のもの	
226	— — — — — マンヨー、グアバ及びマンヨ スチシ	K G
234	— — — — — カムカム	K G
227	— — — — — その他のもの	K G
	— — — — — その他のもの	
223	— — — — — プルーシ	K G

224	<p>-----バナナ、アボカド、マンゴ 、グアバ及びマンゴスチン -----気密容器入りのもの</p>	K G
225	<p>-----その他のもの</p>	K G
228	<p>-----さといも（コロカシア属のもの ）（冷凍したものに限り。） -----その他のもの</p>	K G
231	<p>-----ドリアン、ラングエタン、パ ツシヨンフルーツ、レイシ及 びごれんし</p>	K G
236	<p>-----カムカム</p>	K G
232	<p>-----爆裂種のもろこし（通常 の気圧の下で加熱により爆裂 するものに限る。）</p>	K G
251	<p>-----かんしょ（単に蒸気又は水煮 による加熱調理をした後、乾</p>	K G

123	— — — — — その他のもの	L	K G
129	— — — — — その他のもの — — — — — 野菜ジュース	L	K G
210	— — — — — 砂糖を加えたもの — — — — — その他のもの	L	K G
221	— — — — — 気密容器入りのもの — — — — — その他のもの	L	K G
231	— — — — — にんじんジュース	L	K G
239	— — — — — その他のもの	L	K G

」

2009.81	— その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。） — クラシベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシコクス及びヴァキニウム・ヴァイテイスダイア）ジュース — — — — — 砂糖を加えたもの		
---------	---	--	--

「

110	―――しよ糖（天然に含有するものを含む 。）の含有量が全重量の10%以下の もの	L	K G
	―――その他のもの	L	K G
190	―――その他のもの	L	K G
	―――その他のもの	L	K G
210	―――しよ糖の含有量が全重量の10%以下 のもの	L	K G
	―――その他のもの	L	K G
290	―――果汁	L	K G
	―――砂糖を加えたもの	L	K G
111	―――しよ糖（天然に含有するものを含む。 。）の含有量が全重量の10%以 下のもの	L	K G
	―――その他のもの	L	K G
119	―――その他のもの	L	K G
	―――その他のもの	L	K G

2009. 89

	— — — — —	しよ糖の含有量が全重量の10%以下 のもの		
122	— — — — —	プルーンジュース	L	K G
123	— — — — —	その他のもの	L	K G
129	— — — — —	その他のもの	L	K G
	— — — — —	野菜ジュース		
210	— — — — —	砂糖を加えたもの	L	K G
	— — — — —	その他のもの		
221	— — — — —	気密容器入りのもの	L	K G
	— — — — —	その他のもの		
231	— — — — —	りんじんジュース	L	K G
239	— — — — —	その他のもの	L	K G

改める。

輸入統計品目表第二一類の注3中「及び果実」を「、果実及びナット」に、「食餌療法用」を「食餌療法用」に改める。

輸入統計品目表第二一〇六・九〇号を次のように改める。

2106.90	<ul style="list-style-type: none"> — その他のもの — ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品 — 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの — その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの 	K G K G K G
111	<ul style="list-style-type: none"> — アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの 	K G
112	<ul style="list-style-type: none"> — その他のもの 	K G
119	<ul style="list-style-type: none"> — その他のもの — 調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の30%を超え70%以下 	K G

	のものに限る。)	
	-----関税割当制度による数量以内のもの	
121	-----ニュージーランドを原産地とするもの	K G
122	-----その他のもの	K G
123	-----その他のもの	K G
	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
124	-----アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	K G
125	-----その他のもの	K G
129	-----その他のもの	K G
	-----その他のもの	

――米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大
麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有
量が全重量の30%を超える調製食料品
――米の含有量が全重量の30%を超える
もの

517

――政府が主要食糧の需給及び価格の
安定に関する法律第30条の規定に
より輸入するもの、同法第31条の
規定による連名による申込みに応
じて行う政府の買入れ及び売渡し
に係る米穀等として輸入されるも
の並びに同法第34条第1項第3号
に規定する政令で定める米穀等
うち政令で定めるところにより農
林水産大臣の証明を受けて輸入さ
れるもの

518	<p>-----その他のもの</p> <p>-----その他のもの</p> <p>-----小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの</p>	K G
214	<p>-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	K G
215	<p>-----その他のもの</p>	K G

216	<p>-----大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの</p> <p>-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	K G
219	<p>-----その他のもの</p> <p>-----その他のもの</p> <p>-----糖水（着色料又は香味料を加えたもの</p>	K G

221	のに限る。)	K G
229	――分蜜糖のもの ――その他のもの	K G
230	――チューインガム	K G
240	――こんにやく ――飲料製造に使用する種類の調製品で アルコールを含有するもの（アルコ ール分が0.5%を超えるものに限る 。）	K G
246	――果汁をもととした調製品（アルコ ール分が1%未満のものに限る。 ）	K G
247	――その他のもの ――その他のもの ――砂糖を加えたもの ――おたねにんじん又はそのエキス	K G

251	を含有する飲料のもと	K G
259	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの その他のもの ビタミンをもととした栄養補助食品 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	K G
261	乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	K G
262	その他のもの	K G
269	その他のもの 糖の含有量が全重量の50%未満のもの 各成分のうち砂糖の重量が	K G

	最大のもの	
271	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	K G
272	-----その他のもの	K G
273	-----各成分のうち第1212.21号の物品の重量が最大のもの	K G
279	-----その他のもの	K G
	-----その他のもの	
281	-----小売用の容器入りにしたもので、容器とも1個の重量が500グラム以下のもの	K G
282	-----しよ糖の含有量が全重量の85%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器とも1個の重量が500グラム以下のものに限る。）	

、成分に変更を加えること
なく小売用の容器入りのも
の（容器とももの1個の重量
が500グラム以下のものに
限る。）にする旨が政令で
定める手続により証明され
たもの及び課税価格が1キ
ログラムにつき257円を超
えるものを除く。）

K G

-----その他のもの

-----乳糖、乳たんぱく又は乳
脂肪を含有するもの

283 -----小売用の容器入りにし

たもの（容器とももの1
個の重量が500グラム
以下のものに限る。）

K G

284	-----その他のもの -----その他のもの	K G
510	-----砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの	K G
590	-----その他のもの -----その他のもの	K G
291	-----調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の15%を超え30%未満のものに限る。） -----アルコールを含有しない飲料のもと	K G
292	-----おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	K G
293	-----その他のもの -----その他のもの	K G

294	-----第04.10項の物品のもの -----その他のもの -----ビタミンをもととした栄養 補助食品及び植物性たんぱ くを加水分解したもの	K G
295	-----ビタミンをもととした栄 養補助食品	K G
296	-----植物性たんぱくを加水分 解したもの -----その他のもの	K G
301	-----たんぱく質変性防止剤（ 冷凍すり身の製造に使用 する種類のものでソルビ トールその他の政令で定 める物品に政令で定める 調製を加えたものに限る	

	<p>。)</p> <p>-----その他のもの</p> <p>-----ひじき (ヒジキア・フ スイフオルミス) その 他の第1212.21号の物 品のもの</p>		K G
297	<p>-----ひじき (ヒジキア・ フスイフオルミス)</p>		K G
401	<p>-----長方形 (正方形を含 む。) の紙状に抄製 したもので、1枚 の面積が430平方セ ンチメートル以下の もの (調味したもの を除く。)</p>	TH	K G
298	<p>-----その他のもの</p>		K G

299 ————— その他のもの

K G

輸入統計品目表第二四類に号注として次のように加える。

号注

1 第2403.11号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう（芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない。）。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。

輸入統計品目表第二四・〇三項中

「	2403.10	— 喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）]		
				— パイプたばこ	K G
				— その他のもの	K G

を

「		— 喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量]

		のいかんを問わない。)	
2403.11	000	—この類の号注1の水パイプたばこ	K G
2403.19		—その他のもの	
	100	—パイプたばこ	K G
	200	—その他のもの	K G

改める。

輸入統計品目表第二五・二八項を次のように改める。

25.28			
2528.00		天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかな いかを問わないものとし、天然かん水から分 離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオ ルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重 量の85%以下のもの	
	010	—天然のほう酸ナトリウム及びその精鉱（焼 いてあるかないかを問わない。）	M T
	090	—その他のもの	M T

輸入統計品目表第二七類の号注4中「第2710.11号」を「第2710.12号」に改め、同号注に次のように加える。

- 5 第27.10項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

輸入統計品目表第二七類の備考1中「第2710.11号及び第2710.19号」を「第2710.12号、第2710.19号及び第2710.20号」に改める。

輸入統計品目表第二七・一〇項を次のように改める。

27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油		
	— 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又		

2710.12	<p>は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）</p> <p>— 軽質油及びその調製品</p> <p>— 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）</p>		
111	<p>— 揮発油</p> <p>— 低重合度の混合アルキレン</p>	K L	K G
119	<p>— トリプロピレン</p> <p>— その他のもの</p>	K L	K G
120	<p>— 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算95%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の</p>		

	混合アルキレンを除く。))	KL	KG
	-----その他のもの		
181	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----航空機用のもの (アンチノック剤を加えてないものを含む。)		
131	-----温度15度における比重が0.8017以下のもの	KL	KG
132	-----その他のもの	KL	KG
137	-----自動車の燃料用のもの	KL	KG
139	-----その他のもの	KL	KG
	-----灯油		
141	-----低重合度の混合アルキレン	KL	KG
	-----その他のもの		

142	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）	KL	KG
	— その他のもの		
144	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	— その他のもの		
143	ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
149	その他のもの	KL	KG
	— 軽油		
151	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
159	その他のもの	KL	KG
900	その他のもの	KL	KG
2710.19	その他のもの		

	<p>石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）</p> <p>灯油</p>	KL	KG
141	<p>低重合度の混合アルキレン</p> <p>その他のもの</p>	KL	KG
142	<p>ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	KL	KG
144	<p>政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p>	KL	KG
143	<p>ジェットエンジンの燃料用のもの</p>	KL	KG

149	----- その他のもの ----- 軽油	K L	K G
151	----- 政令で定める石油化学製品の製造 ----- に使用するもの	K L	K G
159	----- その他のもの ----- 重油及び粗油 ----- 温度15度における比重が0.9037以 ----- 下のもの ----- 製油の原料として使用するもの (関税法第56条第1項に規定す る保税作業による製品で、これ らの物品を原料とする製油によ り得たものを含む。以下この号 及び第2710.20号において同じ 。)	K L	K G
161	----- 重油	K L	K G

162	<p>-----粗油</p> <p>-----その他のもの</p> <p>-----温度15度における比重が0.83 以上で引火点が温度130度以 下のもの（本邦に到着した時 においてこれらの性質を有す るもの又は政令で定めるとこ ろにより本邦に到着した石油 製品に他の石油製品を混合し て得たものでこれらの性質を 有するものに限る。第2710.2 0号において同じ。）のうち 、農林漁業の用に供するもの</p>	K L	K G
163	-----重油	K L	K G
164	<p>-----粗油</p> <p>-----その他のもの</p>	K L	K G

	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
165	-----重油	KL	KG
166	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
167	-----重油	KL	KG
169	-----粗油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの		
	-----製油の原料として使用するもの		
171	-----重油	KL	KG
172	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
173	-----重油	KL	KG

174	粗油	KL	KG
	その他のもの		
175	重油	KL	KG
179	粗油	KL	KG
	潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	温度15度における比重が0.8494を 超えるもの（流動パラフィン、切 削油、絶縁油及び航空機用潤滑油 並びに焼入油、作動油、防錆油 ^{せい} そ の他主として潤滑用に供しない油 に限る。）及び温度15度における 比重が0.8494以下のもの		
188	温度15度における比重が0.8494 以下のもの	KL	KG
	その他のもの		
193	流動パラフィン	KL	KG

194	一切削油、絶縁油及び航空機用 潤滑油	KL	KG
195	焼入油、作動油、防錆油 <small>（せい）</small> その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG
196	その他のもの	KL	KG
199	その他のもの	KL	KG
210	グリース その他のもの	KL	KG
291	温度15度における比重が0.8494以下 のものの その他のもの	KL	KG
293	液状の潤滑剤	KL	KG
299	その他のもの	KL	KG
2710.20	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこ		

	<p>これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）</p>		
	<p>—石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）</p>		
	<p>—揮発油</p>		
	<p>—低重合度の混合アルキレン</p>	K L	K G
111	<p>—トリプロピレン</p>	K L	K G
119	<p>—その他のもの</p>	K L	K G
120	<p>—政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算95%留出温度との温度差が2</p>		

	度以内のもの（低重合度の混合アル キレンを除く。）	KL	KG
	―――その他のもの		
181	―――政令で定める石油化学製品の製造 に使用するもの	KL	KG
	―――その他のもの		
	―――航空機用のもの（アンチノック 剤を加えてないものを含む。）		
131	―――温度15度における比重が0.80 17以下のもの	KL	KG
132	―――その他のもの	KL	KG
137	―――自動車の燃料用のもの	KL	KG
139	―――その他のもの	KL	KG
	―――灯油		
141	―――低重合度の混合アルキレン ―――その他のもの	KL	KG

142	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のもにに限る。）	KL	KG
	その他のもの		
144	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	その他のもの		
143	ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
149	その他のもの	KL	KG
	軽油		
151	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	その他のもの	KL	KG
	重油及び粗油		
	温度15度における比重が0.9037以下		

	のもの		
	―――製油の原料として使用するもの		
161	―――重油	K L	K G
162	―――粗油	K L	K G
	―――その他のもの		
	―――温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のものうち、農林漁業の用に供するもの		
163	―――重油	K L	K G
164	―――粗油	K L	K G
	―――その他のもの		
	―――硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
165	―――重油	K L	K G
166	―――粗油	K L	K G

	<p>――潤滑油（流動パラフィンを含む。）</p> <p>――温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度15度における比重が0.8494以下のもの</p>		
188	<p>――温度15度における比重が0.8494以下のもの</p> <p>――その他のもの</p>	KL	KG
193	――流動パラフィン	KL	KG
194	――切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG
195	――焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG

号注

1 第2852.10号において「化学的に単一のもの」とは、この類の注1 から まで及び第29類の注1 から までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。

輸入統計品目表第二八三四・二九号を次のように改める。

2834.29	— — その他のもの	
	— — 硝酸カルシウム及び硝酸バリウム	
100	— — — 硝酸カルシウム	K G
200	— — — 硝酸バリウム	K G
300	— — — その他のもの	K G

輸入統計品目表第二八・五二項を次のように改める。

28.52	水銀の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）	
2852.10	— 化学的に単一のもの	
	— 認証標準物質	K G

210	<ul style="list-style-type: none"> — 無機化合物及びその製品 — 硫酸塩 	K G
220	<ul style="list-style-type: none"> — 写真用の化学調製品（ワニス、^{ニウ}膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。） — その他のもの — 水銀の炭化物 — その他のもの — 有機化合物及びその製品 — 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 	K G
291	<ul style="list-style-type: none"> — 水銀の炭化物 	K G
299	<ul style="list-style-type: none"> — その他のもの 	K G
911	<ul style="list-style-type: none"> — タンニン及びその誘導体 	K G

919	— — — — — その他のもの	K G
920	— — — — — たんぱく質系物質及びその誘導体（アルズミンナートその他のアルズミン誘導体を除く。）	K G
990	— — — — — その他のもの	K G
2852.90	— その他のもの	
	— 無機化合物及びその製品	
110	— — — — — 多硫化物	K G
190	— — — — — その他のもの	K G
	— 有機化合物及びその製品	
210	— — — — — スルトン及びスルタム	K G
290	— — — — — その他のもの	K G

輸入統計品目表第二九類の注2中をとし、(ij)をとし、をとし、をとし、をとし、をとし、の次に次のように加える。

— 第30.02項の免疫産品 —

輸入統計品目表第二九・〇三項を次のように改める。

29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体	
		—非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）	
2903.11	000	—クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）	K G
2903.12	000	—ジクロロメタン（塩化メチレン）	K G
2903.13	000	—クロロホルム（トリクロロメタン）	K G
2903.14	000	—四塩化炭素	K G
2903.15	000	—二塩化エチレン（ISO）（1・2—ジクロロエタン）	K G
2903.19		—その他のもの	
	010	—1・1・1—トリクロロエタン	K G
	090	—その他のもの	K G
		—非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）	
2903.21	000	—塩化ビニル（クロロエチレン）	K G

2903.22	000	ー トリクロエチレン	K G
2903.23	000	ー テトラクロエチレン (ペルクロエチレン)	K G
2903.29	000	ー その他のもの ー 非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体	K G
2903.31	000	ー ニ臭化エチレン (ISO) (1・2ージブromoエタン)	K G
2903.39		ー その他のもの ー ー 臭素化誘導体 ー ー 臭化メチル	K G
	011	ー ー 臭化メチル	K G
	019	ー ー その他のもの ー ー ふつ素化誘導体	K G
	021	ー ー ペルフルオロメタン	K G
	022	ー ー ペルフルオロエタン	K G
	023	ー ー ジフルオロメタン (HFC-32)	K G

024	<p>――ペンタフルオロエタン (HFC-125)</p> <p>――1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)</p>	KG
031	<p>――噴霧器に充てんしたもの</p>	KG
039	<p>――その他のもの</p>	KG
026	<p>――1・1・1-トリフルオロエタン (HFC-143a)</p> <p>――1・1-ジフルオロエタン (HFC-152a)</p>	KG
041	<p>――噴霧器に充てんしたもの</p>	KG
049	<p>――その他のもの</p>	KG
029	<p>――その他のもの</p>	KG
090	<p>――その他のもの</p> <p>――非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限</p>	KG

		る。)	
2903.71	000	ークロロジフルオロメタン	KG
2903.72	000	ージクロロトリフルオロエタン	KG
2903.73		ージクロロフルオロエタン	
	010	ーー1・1ージクロロー1ーフルオロエタン (H C F C - 141 b)	KG
	090	ーーその他のもの	KG
2903.74		ークロロジフルオロエタン	
	010	ーー1ークロロー1・1ージフルオロエタン (H C F C - 142 b)	KG
	090	ーーその他のもの	KG
2903.75	000	ージクロロペンタフルオロプロパン	KG
2903.76		ーブromoクロロジフルオロメタン、ブromo トリフルオロメタン及びジブromoテトラ フルオロエタン	
	010	ーーブromoクロロジフルオロメタン (ハロ	

	020	ジブromトリフルオロメタン (ハロゲン-1211)	KG
		ジブromトリフルオロメタン (ハロゲン-1301)	KG
	030	ジブromテトラフルオロエタン (ハロゲン-2402)	KG
2903.77		その他のペルハロゲン化誘導体 (ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。)	
	010	トリクロロフルオロメタン (CFC-11)	KG
	020	ジクロロジフルオロメタン (CFC-12)	KG
	030	クロロトリフルオロメタン (CFC-13)	KG
	040	ペンタクロロフルオロエタン (CFC-111)	KG

050	---テトラクロロジフルオロエタン (C F C-112)	K G
060	---トリクロロトリフルオロエタン (C F C-113)	K G
070	---ジクロロテトラフルオロエタン (C F C-114)	K G
080	---クロロペンタフルオロエタン (C F C-115)	K G
100	---ヘキサクロロフルオロプロパン (C F C-211)	K G
110	---ヘキサクロロジフルオロプロパン (C F C-212)	K G
120	---ペンタクロロトリフルオロプロパン (C F C-213)	K G
130	---テトラクロロテトラフルオロプロパン (C F C-214)	K G

140	トリアクロペンタフルオロプロパン (C F C - 215)	K G
150	ジクロロヘキサフルオロプロパン (C F C - 216)	K G
160	クロロヘプタフルオロプロパン (C F C - 217)	K G
990	その他のもの	K G
2903.78	その他のペルハロゲン化誘導体	K G
2903.79	その他のもの	K G
100	ブromoクロメタン	K G
210	その他のハロゲン化誘導体 (メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したものに限る。)	K G
	ジクロロフルオロメタン (H C F C - 21)	K G

	220	— — — クロロテトラフルオロエタン (HCF ₄) — — — — — F C - 124)	K G
	290	— — — — — その他のもの	K G
	900	— — — — — その他のもの — 飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	K G
2903.81	000	— — 1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO, INN) を含む。) — アルドリン (ISO)、クオルデン (ISO) 及びヘプタクオル (ISO)	K G
2903.82	100	— — — クオルデン	K G
	200	— — — アルドリン及びヘプタクオル	K G
2903.89	010	— — — — — その他のもの — — — — — ジブプロモエチルジブプロモシクロヘキサ	

		ン、テトラブROMシクロオクタン及び ヘキサブROMシクロドデカン		K G
	090	— その他のもの		K G
		— 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体		
2903.91	000	— クロロベンゼン、オルトジクロロベン ゼン及びパラジクロロベンゼン		K G
2903.92	000	— ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及びD DT (ISO) (クロフェノタン (IN N)、1・1・1-トリクロロ-2・2 — ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)		K G
2903.99		— その他のもの		
	100	— ペンタブROMフェニルベンゼン及びデカ ブROMフェニルエタン		K G
	900	— その他のもの		K G

輸入統計品目表第二九〇八・九一号の次に次の一号を加える。

2908.92	000	— 4・6—ジニトロオルトークレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩	KG
---------	-----	---	----

輸入統計品目表第二九・一二項中

「	2912.30	000	— アルデヒドアルコール — アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド	KG	」
	2912.41	000	— バニリン (4—ヒドロキシ—3—メトキシベンズアルデヒド)	KG	」

「	2912.41	000	— アルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド — バニリン (4—ヒドロキシ—3—メトキシベンズアルデヒド)	KG	」
---	---------	-----	--	----	---

改め、同表第二九一二・四九号を次のように改める。

2912.49	100	— その他のもの — アルデヒドアルコール	KG
---------	-----	--------------------------	----

2931.10	000	—テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛	K G
2931.20	000	—トリブチルスズ化合物	K G
2931.90	000	—その他のもの	K G

輸入統計品目表第二九・三二項中

「	2932.21	000	—ラクトン	」
			—クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	
			—その他のラクトン	
		010	—サントニン	
」	2932.29	020	—その他のもの	」
			—	
		010	—	

を

「	2932.20		—ラクトン	」
		010	—クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	
			—	
		020	—サントニン	
		090	—その他のもの	

を

改める。

輸入統計品目表第二九・三七項中

「			— カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物			
	2937.31	000	— ヒドピネフリン			G R
	2937.39	000	— その他のもの			G R
	2937.40	000	— アミノ酸誘導体			G R
」						

を

削り、同表第二九三七・九〇号を次のように改める。

	2937.90		— その他のもの			
			— カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物			
		011	— ヒドピネフリン			G R
		019	— その他のもの			G R
		020	— アミノ酸誘導体			G R
		090	— その他のもの			G R

輸入統計品目表第二九三九・四三九の次に次の一号を加える。

	2939.44	000	— ノルエフェドリン及びその塩			K G
--	---------	-----	-----------------	--	--	-----

輸入統計品目表第三〇類の注1中 をとし、 をとし、 をとし、 をとし、 をとし、 の次に次のように加える。

喫煙者の禁煙補助用の調製品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））（第21.06項及び第38.24項参照）

輸入統計品目表第三〇類の注2を次のように改める。

2 第30.02項において「免疫産品」とは、単クローン抗体（MAB）、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン（IFN）、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子（TNF）、成長因子（GF）、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子（CSF）その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質（第29.37項の物品を除く。）をいう。

輸入統計品目表第三〇・〇二項中「炭性免疫産品（）」を「免疫産品（炭性したものであるかないか又は）」に改める。

輸入統計品目表第三七〇二・五一号を削り、同表第三七〇二・五二号を次のように改める。

3702.52 | 000 | — | 幅が16ミリメートル以下のもの | SM | M |

輸入統計品目表第三七・〇二項中

3702.91 | 000 | — | 幅が16ミリメートル以下のもの | SM | M |

3702.93	000	— 幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの	S M	M	を
3702.94	000	— 幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの	S M	M	
3702.95	000	— 幅が35ミリメートルを超えるもの	S M	M	」
3702.96	000	— 幅が35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの	S M	M	に
3702.97	000	— 幅が35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの	S M	M	
3702.98	000	— 幅が35ミリメートルを超えるもの	S M	M	

改める。

輸入統計品目表第三八類の注3 中「修正液」のトビ「及び修正テープ（第96.12項のものを除く。）」を加え、同注に次のように加える。

7 第38.26項において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノ

— アルキルエステルをいう。

輸入統計品目表第三八類の号注1中「グナンドリン（ISO、INN）」の下に「、4・6ージニ
トローオルトーケブロール（DNOC（ISO））及びその塩」を、「ペンタクロロフェノール（I
SO）」の下に「並びにその塩及びエステル」を加え、「並びに2・4・5ーT（ISO）」を「、
2・4・5ーT（ISO）」に改め、「（2・4・5ートクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及
びエステル」の下に「並びにトリアザルサザ化合物」を加え、同号注1に次のように加える。

— 第3808.50号には、ベノミル（ISO）、カルボフラン（ISO）及びチラム（
ISO）の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。

輸入統計品目表第三八・二五項の次に次の一項を加える。

38.26			
3826.00	000	バイオダイーゼル及びその混合物（石油又は 歴青油の含有量が全重量の70%未満のものに 限る。）	KL KG

輸入統計品目表第四一〇一・二〇号中「原皮（）」の下に「スプラットしてないもので、」を加える。
。

輸入統計品目表第四二類の注中3を4とし、同注2(A)中「1」を「2」に改め、同注中2を3とし

、1を2とし、同注に1として次のように加える。

-
- 1 この類において「革」には、シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーターッドレザー及びメタライズドレザーを含む。
-

輸入統計品目表第四二〇二・一一号中「、ロンボジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はロンボジションレザー製」に、「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に改め、同表第四二〇二・二一号中「、ロンボジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はロンボジションレザー製又はパテントレザー製」に改め、同表第四二〇二・三一号中「、ロンボジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はロンボジションレザー製」に、「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に改め、同表第四二〇二・九一号中「、ロンボジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はロンボジションレザー製」に改める。

輸入統計品目表第四四類の号注中1を2とし、同号注に1として次のように加える。

-
- 1 第4401.31号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させ
-

「たもの（直径が25ミリメートル以下で、長さが100ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。）をいう。」

輸入統計品目表第四四・〇一項中

「 4401.30 000	— のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）	MT	」	を
---------------	--	----	---	---

「 4401.31 000	— のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）	MT	」	に
4401.39 000	— その他のもの	MT	」	」

改める。

輸入統計品目表第四四・〇三項、第四四・〇七項、第四四・〇八項及び第四四・一一項中「中注1」を「中注2」に改める。

輸入統計品目表第四七〇六・九三号中「セミックカルパルプ」を「機械的及び化学的工工程の組合せにより製造したものに改める。」

輸入統計品目表第四八類の注2 中「がん具」を「玩具」に改め、 「及び第96類の物品（例えば、
セッケン）」を削り、同注2に次のように加える。

第96類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並
びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き）

輸入統計品目表第四八類の号注3 中「段ボール用中芯原紙（セッケンカルパルプ製のものに限る
）」とは、さらしてないセッケンカルパルプ（広葉樹のものに限る。）」を「セッケンカルパルプ
製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ
（さらしてないものに限る。）」と、「中芯試験」を「中芯試験」に改め、同号注4 中「セッケン
カルパルプ工程」を「機械的及び化学的組合せ」と、「中芯試験」を「中芯試験」に改める
。

輸入統計品目表第四八・〇五項中「中芯原紙」を「中芯原紙」に改める。

輸入統計品目表第四八〇八・二〇号及び第四八〇八・三〇号を削り、同表第四八〇八・一〇号の次
に次の一号を加える。

4808.40	000	—	クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けを したものに限り、型押しをしてあ るかないか又はせん孔してあるかないかを		
---------	-----	---	---	--	--

輸入統計品目表第五八〇一・二四号及び第五八〇一・二五号を削り、同表第五八〇一・二六号の次に次の一号を加える。

5801.27	—	たてパイル織物			
	—	— プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものの			
	011	—	— パイルを切つてないもの	S M	K G
	019	—	— パイルを切つたもの	S M	K G
		—	— その他のもの		
	021	—	— パイルを切つてないもの	S M	K G
	029	—	— パイルを切つたもの	S M	K G

輸入統計品目表第五八〇一・三四号及び第五八〇一・三五号を削り、同表第五八〇一・三六号の次に次の一号を加える。

5801.37	—	たてパイル織物			
	—	— プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものの			

		たもの			
110	— — — パイルを切っていないもの	S M	K G		
190	— — — パイルを切ったもの	S M	K G		
	— — — その他のもの				
	— — — 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの				
211	— — — パイルを切っていないもの	S M	K G		
219	— — — パイルを切ったもの	S M	K G		
221	— — — その他のもの				
221	— — — パイルを切っていないもの	S M	K G		
229	— — — パイルを切ったもの	S M	K G		

輸入統計品目表第六一類の注 6 及び第六二類の注 4 中「もの」とし、乳児用のおむつを「おむつ」を削る。

輸入統計品目表第六二一・四一号を削り、同表第六二一・四九号を次のように改める。

6211.49	— — — その他の紡織用繊維製のもの				
	— — — 毛皮付きのもの				

110	— — — —	羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
190	— — — —	その他のもの	NO	KG
	— — — —	その他のもの		
220	— — — —	羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
	— — — —	その他のもの		
210	— — — —	絹製のもの	NO	KG
290	— — — —	その他のもの	NO	KG

輸入統計品目表第六三・〇六項中

「		—	その他のもの				
	6306.91	000	—	綿製のもの		KG	を
	6306.99	000	—	その他の紡織用繊維製のもの		KG	」
「	6306.90		—	その他のもの			
		100	—	綿製のもの		KG	」
		900	—	その他の紡織用繊維製のもの		KG	」

改める。

輸入統計品目表第六四〇二・二〇号中「本底」を「底」に改める。

輸入統計品目表第六四・〇六項中

6406.91	100	—その他のもの	K G	
		—木製のもの		
	200	—毛皮を使用したもの	K G	
		—その他のもの		
	6406.99	100	—その他の材料製のもの	K G
			—革製のもの及び毛皮を使用したもの	
200	—その他のもの	K G		

を

6406.90	110	—その他のもの	K G
		—革製のもの及び毛皮を使用したもの	
	121	—革製のもの	K G
		—毛皮を使用したもの	
	129	—木製のもの	K G
		—その他の材料製のもの	
210	—その他のもの	K G	

を

— | 290 | — — — その他の材料製のもの | K G |]
 改める。

輸入統計品目表第六五・〇五項を次のように改める。

65.05			
6505.00		帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作つたものに限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	
	100	—ヘアネット	D Z K G
		—その他のもの	
	910	—編物製のもの	D Z K G
	990	—その他のもの	D Z K G

輸入統計品目表第六八一・八三号を削る。

輸入統計品目表第七一類の注3 中「注2(B)」を「注3(B)」に改める。

輸入統計品目表第七三〇六・三〇号中「~~雑貨~~」を「~~雑貨~~」に改める。

輸入統計品目表第七三一九・二〇号及び第七三一九・三〇号を削り、同表第七三一九・九〇号の前に次の一号を加える。

— 7319.40 | 000 | — 安全ピンその他のピン | — | K G | —

輸入統計品目表第七四・一八項中

「 | 7418.11 | 000 | — 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品 | — | K G | —
を

「 | 7418.19 | 000 | — 瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品 | — | K G | —
」

「 | 7418.10 | 000 | — 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパ | — | K G | —

			ツド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品		K G	」	」
--	--	--	--------------------------	--	-----	---	---

改める。

輸入統計品目表第七六・一五項中

「			一食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品				を
	7615.11	000	一 瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品		K G		
	7615.19	000	一 その他のもの		K G	」	」

「	7615.10	000	一食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品		K G	」	」
---	---------	-----	---	--	-----	---	---

改める。

輸入統計品目表第八二〇一・二〇号を削る。

輸入統計品目表第八二〇五・八〇号を削り、同表第八二〇五・九〇号を次のように改める。

8205.90	000	—その他のもの（この項の二以上の号の製品をセットにしたものを含む。）	DZ	KG
---------	-----	------------------------------------	----	----

輸入統計品目表第八四類の注2中

「また、第84.24項には、インクジェット方式の印刷機（第84.43項参照）を含まない。」を

「また、第84.24項には、次の物品を含まない。

インクジェット方式の印刷機（第84.43項参照）
クォータージェット切断機械（第84.56項参照）
に

改める。

輸入統計品目表第八四類の号注1中「注5(B)」を「注5(C)」に改める。

輸入統計品目表第八四二・四〇号を削り、同表第八四二・九〇号を次のように改める。

8452.90	—ミシン用の家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにシシンのその他の部分品
100	—ミシン用の家具、台及びカバー並びにこ

		これらの部分品							
		— ミシンのその他の部分品							
	010	— 家庭用ミシンのもの							
	090	— その他のもの							

輸入統計品目表第八四・五六項中「機械」のトに「及びウオータージエッション切断機械」を加える。

輸入統計品目表第八四・七九項中

「	8479.60	000	— 蒸発式空気冷却装置						」を
「	8479.60	000	— 蒸発式空気冷却装置						
			— 旅客搭乗橋						
	8479.71	000	— 空港において使用する種類のもの						
	8479.79	000	— その他のもの						

改める。

輸入統計品目表第八五類の注1 中「第90類」を「第90.18項」に改める。

輸入統計品目表第八五〇七・四〇号の次に次の二号を加える。

	8507.50	000	— ニッケル・水素蓄電池						
	8507.60	000	— リチウム・イオン蓄電池						

輸入統計品目表第八五・二二項中「から第85.21項まで」を「又は第85.21項」に改める。
 輸入統計品目表第八五・二三項中

「 8523.40 | 000 | 光學媒体 | NO | KG | 」を

8523.41	000	— 記録してないもの	NO	KG	に
8523.49	000	— その他のもの	NO	KG	」

改める。

輸入統計品目表第八五二八・七三号中「中細その他の」を削る。

輸入統計品目表第八五四〇・一二号中「中細その他の」を削り、同表第八五四〇・四〇号中「ディスプレイ管」の下に「(モノクロームのものに限る。)及びデータ・グラフィックディスプレイ管」を加え、同表第八五四〇・五〇号及び第八五四〇・七二号を削る。

輸入統計品目表第八七・一四項中

8714.11	000	— サドル	KG	を
8714.19	000	— その他のもの	KG	」

「 — データサイクル (モペットを含む。) のもの

「	8714.10	000	—モーターサイクル（モペットを含む。）の もの			K G	」	コ
---	---------	-----	----------------------------	--	--	-----	---	---

改める。

輸入統計品目表第九〇・〇七項中

「			—撮影機					
	9007.11	000	—幅が16ミリメートル未満のフィルム又は デジタル8ミリメートルフィルムを使用す るもの					を
	9007.19	000	—その他のもの			N O	K G	」
「	9007.10	000	—撮影機			N O	K G	」

改める。

輸入統計品目表第九〇・〇八項を次のように改める。

90.08			投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用 のものを除く。）					
	9008.50	000	—投影機、引伸機及び縮小機			N O	K G	
	9008.90		—部分品及び附属品					

	010	— 投影機用のもの		K G
	090	— その他のもの		K G

輸入統計品目表第九一・〇九項を次のように改める。

91.09		その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）		
9109.10	000	— 電気式のもの	N O	K G
9109.90	000	— その他のもの	N O	K G

輸入統計品目表第九一・一四・二〇号を削る。

輸入統計品目表第九二・〇五項を次のように改める。

92.05		吹奏楽器（例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストラ用及びバーリアオルガンを除く。）		
9205.10	000	— 金管楽器	N O	K G
9205.90		— その他のもの		
	010	— 鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリー		

			メタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器		
	020		—アコーディオンその他これに類する楽器	NO	KG
	030		—ハーモニカ	NO	KG
	090		—その他のもの	NO	KG

輸入統計品目表第九三・〇一頁中

「	93.01		軍用の武器（けん銃及び第93.07項の武器を除く。）		
			—火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）		
	9301.11	000	—自走式のもの	NO	KG
	9301.19	000	—その他のもの	NO	KG
」					

「	93.01		軍用の武器（拳銃及び第93.07項の武器を除く。）		
			—火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）	NO	KG
」					

改める。

輸入統計品目表第九三・〇五頁中

「			—第93.03項の散弾銃又はライフルのもの			
	9305.21	000	—散弾銃の銃身		KG	を
	9305.29	000	—その他のもの		KG	」

「 | 9305.20 | 000 | —第93.03項の散弾銃又はライフルのもの | | KG | 」に
改める。

輸入統計品目表第九四類の注1 中「から第85.21項まで」を「若しくは第85.21項」に改め、同注
2 中「棚付き家具」の上に「(単一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。)」を加える。

輸入統計品目表第九五類の注1 中「並びに無線遠隔制御機器 (第85.26項参照)」を「、ディスプレイ、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体 (記録してあるかないかを問わない。)(第85.23項参照)、無線遠隔制御機器 (第85.26項参照) 並びにコードレス赤外線遠隔操作装置 (第85.43項参照)」に改める。

輸入統計品目表第九五類に号注として次のように加える。

号注

1 第9504.50号には、次の物品を含む。

ビデオゲーム用のコンソール (テレビジョン受像機、モニターその他の外部の

スクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。)

ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器（携帯用であるかないかを問わない。）

この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器（第9504.30号参照）を含まない。

輸入統計品目表第九五・〇四項中「遊戯場用」を「ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場」に改め、同表第九五〇四・一〇号を削り、同表第九五〇四・三〇号中「ボーリングプレイヤー」の下に「皿壺」を加え、同表第九五〇四・四〇号の次に次の一号を加える。

9504.50	000	ービデオゲーム用のコンソール又は機器（第9504.30号の物品を除く。）			
					KG

輸入統計品目表第九六・〇八項中

「		ー万年筆その他のペン			
9608.31		ー製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。）			
	010	ー軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴			

			石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこ うを使用したもの	NO	を
		090	— — — その他のもの	NO	
9608.39					
		010	— — — 軸又はキャップに貴金属、これを張り 若しくははめつきした金属、貴石、半貴 石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこ うを使用したもの	NO	」
		090	— — — その他のもの	NO	
「	9608.30				
			— 万年筆その他のペン		
		100	— — 軸又はキャップに貴金属、これを貼り若 しくははめつきした金属、貴石、半貴石、 真珠、さんご、象牙又はべつここうを使用 したものの	NO	」
		200	— — その他のもの	NO	

改める。

」

輸入統計品目表第九六・一八項の次に次の一項を加える。

96.19			
9619.00		生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）	
	100	— 紙製、セルロースウオツディング製、セル ロース繊維のウエブ製又は紡織用繊維のウ オツディング製のもの	NO KG
	200	— 綿製のもの	NO KG
	300	— その他のもの	NO KG